

第百四回国会 法律委員会 議 録 第 六 号

昭和六十一年四月十五日(火曜日)
午前十時十二分開議

出席委員

委員長 榎家 俊一君

理事 上村千一郎君 理事 太田 誠一君

理事 村上 茂利君 理事 天野 等君

理事 松浦 利尚君 理事 岡本 富夫君

理事 横手 文雄君 理事 衛藤征士郎君

井出一太郎君 木部 佳昭君 高村 正彦君

小澤 克介君 中村 巖君

橋本 文彦君 柴田 曉夫君

出席國務大臣

法 務 大 臣 鈴木 省吾君

出席政府委員

法務大臣官房長 根來 泰周君

法務大臣官房司 井嶋 一友君

法務大臣官房司 井嶋 一友君

委員外の出席者

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

辭任 伊藤 英成君 補欠選任 安倍 基雄君

四月十四日

法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員

に關する請願(日野市朗君紹介(第三二八五号))

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

外国弁護士による法律事務の取扱に關する特

別措置法案(内閣提出第八一号)

○榎家委員長 これより會議を開きます。

お諮りいたします。

本日、最高裁判所山口総務局長から出席説明の

要求がありますので、これを承認するに御異議あ

りませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○榎家委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○榎家委員長 内閣提出、外国弁護士による法律

事務の取扱に關する特別措置法案を議題といた

します。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。橋本文彦君。

○橋本(文)委員 最初に大臣にお尋ねいたします

が、この法案の提案理由の中では、いわゆる非関

税障壁とかあるいは海外の貿易摩擦という問題が

一言もないわけなんです。それで、國際的な需

要が高まったというような感覚でもってこの法案

を提出されたのですが、大臣、率直に言って、質

易摩擦といふもの國際化時代、この外国弁護士受

け入れ体制の問題をまずどのようにとらえており

ますか。

○鈴木國務大臣 法案提出に至るまでの過程にお

きまして、動機としては貿易摩擦から、アメリカ

等からの要請がありましたけれども、実はそれ以

前からアメリカの弁護士なりあるいはECからも

要望がございました。こういった國際環境の中に

おいて確かに諸外国との交流も多くなつてまいり

まして、また外国法の法律面の活動も要請され

ておりましたので、そういう点から貿易摩擦と

いう点だけでなく、全般的なそういう趨勢を眺め

易摩擦といふもの國際化時代、この外国弁護士受

け入れ体制の問題をまずどのようにとらえており

ますか。

○鈴木國務大臣 法案提出に至るまでの過程にお

きまして、動機としては貿易摩擦から、アメリカ

等からの要請がありましたけれども、実はそれ以

前からアメリカの弁護士なりあるいはECからも

要望がございました。こういった國際環境の中に

おいて確かに諸外国との交流も多くなつてまいり

まして、また外国法の法律面の活動も要請され

ておりましたので、そういう点から貿易摩擦と

いう点だけでなく、全般的なそういう趨勢を眺め

まして、日本の法律、司法全体の問題の一環とい

たしましてこの問題をとらえて、しかし御案内の

ように弁護士として受け入れる場合には日本の弁

護士の行動の自治権を持つておるわけでございま

すから、日弁連等と十分連絡をとりまして、本法

案を取りまとめ提案をいたしましたような次第でござ

いますので、貿易摩擦、貿易面だけの観点でない

というふうなことで、実は提案の中でもそれがあ

るいは希薄になっていかとも考えます。

○橋本(文)委員 これは昭和四十七年に、まずフ

ランスの方からいわゆるコンセイユ・ジュリディ

ックという、アボカという弁護士がありますけれ

ども、それに対していわゆる法律補助職という形

で外国の弁護士を受け入れた、今まで放任だった

ものが枠を決めた。これによってアメリカのニ

ューヨーク州でもいわゆるニューヨーク・ルール

というものがつくられた。同時に、直ちに日本に

もこういうような外国弁護士を受け入れる制度を

つくるべきだという案がありまして、その後入国

査証問題やあるいは弁護士法七十二条をめぐつ

ての論議がありまして、いろいろその問題があ

りましたけれども、今大臣お話しされたように、い

わゆる貿易摩擦の問題から急速にこの問題が法案

という形になつてきたわけなんです。問題は、た

だ外国法弁護士を受け入れるという問題以前に、

日本の法曹全般の問題、もっと細かく言えば現在

の弁護士像は一体何なのか、将来弁護士は一体ど

うなるのか、日本の社会において弁護士というの

だ外国法弁護士を受け入れるという問題以前に、

日本の法曹全般の問題、もっと細かく言えば現在

の弁護士像は一体何なのか、将来弁護士は一体ど

うなるのか、日本の社会において弁護士というの

はどういうふうな受けとめられているのか、そう

いうようなことを十分認識した上で、海外の弁護

士が入つてきた場合に日本のいわゆる法的サービ

スというものがどのように変容するのか、ひいて

は日本の社会情勢がどのような影響を受けてくる

のかとか、そういう問題が余り論議されないまま

にただ単に受け入れていってしまうというふうな

感じで、ちょっと論議が少くないのじゃないかと思

うのです。特に今回の問題では、いわゆる涉外弁

護士の問題が一番影響を受けると思われれるので

けれども、この辺に關しては企業を抱えている通

産省はどういうような見解をお持ちなのか。大

臣、通産省とは協議したことがございますか。

○井嶋政府委員 ただいま委員御指摘のように、

昭和四十七年あるいは四十九年、そのころからこ

の問題が國際的な弁護士の交流の問題というよう

な形で取り上げられたということは御指摘のとお

りでございます。委員も御承知だと思いますけ

れども、その当時からこの問題は弁護士同士の問

題であるということで、具体的にはニューヨーク

の弁護士会あるいはアメリカの法曹協会、ABA

と申しますが、ABAと日弁連との話し合いとい

ったものが基本になつて物事が進展してまいった

わけでございます。その間に御承知のとおり昭和

五十七年から貿易摩擦の問題ということで政府

間レベルの話に持ち上がつてきたという経過があ

るわけでございます。

先ほど我が国の弁護士の現在のあり方あるいは

将来の見通しといったようなものについての議論

が必ずしも十分でないというような御指摘がござ

います。

委員の異動

四月十四日

辭任

安倍 基雄君

補欠選任

いたしましたけれども、実はそういったことで昭和四十九年以降十年以上たつておるわけでありましてけれども、その間に弁護士会内におきますさまざまな議論、さまざまなレベルにおける協議が行われまして今日を迎えておるわけでございます。その間私どもは、昭和五十七年以來政府間レベルの話になりましたけれども、大臣も先ほど御答弁申し上げましたとおり、日弁連の自主的な意見の形成といったものを尊重するという態度を始終一貫としまして、これに対応してまいりましたわけでございます。

そういった意味で、今通産省との協議というようになことを御指摘ございましたけれども、私どもは、貿易摩擦の観点から提起された問題ではあるけれども、司法制度の問題として受けとめ、弁護士制度の枠内における処理が必要であるという観点から日弁連の自主性を尊重する立場をとってきたわけでございますので、そういった意味では全く日弁連が中心になって、日弁連自体の意思の形成といったものを尊重するというところでやってまいりましたわけでございます。

○橋本文(文)委員 そうすると、官房の司法法制調査部としては通産省とは協議はしていないということでございますか。

○井嶋政府委員 そういうわけで非常に長い間の経過がございますので、あるどこかの時点であるいはそういう話し合いがあったかどうかわかりませんが、私自身少なくともそういった協議があったということは承知いたしております。先ほど申しましたように、日弁連の意思の形成といったものを中心に据えてまいりましたわけでございます。

○橋本文(文)委員 通産省が見えておりますのでお尋ねしたいのですが、昭和五十八年六月十五日の日本経済新聞に、海外に進出している日本企業がいろいろな法制的な違いからトラブルを起す、そのために海外で訴訟を提起されて大変な苦況に陥る場合が多いということがございました。IBMの関係でありましたですね。そこで、海外に進出している我が国の企業を守るという意向で

海外企業法務情報センター、こういうものを設けることになったという新聞報道がなされたのですが、この辺の経緯それから現状を述べてください。

○川口説明員 昭和五十八年に新聞で海外企業法務情報センター構想が報道されたということは承知いたしておりますが、その後の進捗につきましては何ら情報を持っておりません。

○橋本文(文)委員 重ねてお尋ねいたしますけれども、こういう海外に進出している企業がいわゆる法律問題で大変苦慮しているという現実をまず踏まえて、我が国の企業がいわゆる外国法に関する法的なサービスがどの程度欠如しているか、そういう実態を調べたことはあるのですか。

○川口説明員 以前のことは存じませんが、最近二年間のことで申し上げますと、数字あるいはクエスチョネア、アンケート調査等のやり方で海外の企業がどのようであるいはどの程度の訴訟事件に巻き込まれているかということを調査いたしましたことはございません。ただ、一般論として申し上げますと、日本の企業の海外直接投資も近年大変にふえてきておりまして、例えば大蔵省の届け出の統計によりまして、昭和五十九年度末で累計ベースで七百十四億ドルということになっております。進出をしている企業も必ずしも大企業ばかりではございませんで、中小企業も多々ございます。また、進出の形態も業種からいきましてもさまざまでございます。したがって、一般論からいえば、日本の企業が海外に進出するに当たりまして必ずしも法律関係の情報を十分に持たないままに進出をするケースもあろうかと存じます。

○橋本文(文)委員 通産省にはちょっと酷かもしれませぬけれども、今回の法律は、いわゆる海外の弁護士が日本に来て日本で事務所を開設して、強いて言えば日本に進出している海外企業のための法的サービスを行うという点に主眼があるわけなんですけれども、逆に通産省の政策局として、我が国の企業が海外に進出しているその企業側の方で、日本の弁護士が海外に来て、そしてアメリカ

ならアメリカ、フランスならフランスでもって法律事務所を開設してその企業の権利擁護、利益擁護のために働いてもらいたいというような声はありましたか。

○川口説明員 先ほど御説明申し上げましたように、はつきりしたアンケート調査等の形で企業の情報を入力するということはやっていないわけでございますけれども、一般論として申し上げますと、投資の交流は、日本の企業が外国に直接投資をするという方からいきまして、また逆の外国の企業が日本に進出をしてくるという側面から申しましても非常に盛んになってきております。投資交流を一層促進するためには広い意味での情報の交流あるいは情報を把握しているということが非常に重要かと存じます。したがって、その後の投資交流の促進のためには非常に役立つのではなからうかというふうに思っています。

○橋本文(文)委員 質問は、具体的に企業から日本の弁護士が海外に事務所を開いてもいいかという声があるかどうか、現在あるのかという質問なんです。現在ではそういう声は現実にはないのですか。

○川口説明員 具体的な形で私どもが、日本の企業のうちどれぐらいの比率の企業がそういうことを望んでいるかというようなことを調査いたしましたことはございませんけれども、いろいろな情報の入手をしたいということは特に中小企業を中心に聞いております。

○橋本文(文)委員 私どもが知っている日本の海外弁護士と言われる方々、彼らに聞いてみましても、まず海外に進出して事務所を開設する気は毛頭ないという声が多に多いのです。この法律で相互主義という問題でお互いに交流ということを考えておりますけれども、現実的には現段階ではそういう声はまずない。だから、これは一方的に、海外から日本に来る、日本に進出している企業のための擁護、この色彩が非常に強いように思われるのです。この五十八年六月十五日の日経新

聞によりまして、とにかく海外の企業、特にアメリカの場合には何しろ大変訴訟攻勢をしてくる、何でもかんでも裁判に持ち込んでくるということをやっている。それに対して日本企業はただただおろおろしているだけであるというのが実情のようだという内容を踏まえております。

そういうわけで今質問したわけなんですけれども、そういう状況を踏まえて少なくとも通産省の政策局が海外企業法務情報センターをつくらうという動きがあったというのは間違いない。しかし、それがなぜ急に立ち消えてしまったのかという問題と、それから現在この外国弁護士法の制定、それで相互主義がとられて日本でもニューヨークなんかには行けるわけですから、その辺の関連で通産省はどのようにお考えですか、最後にこれはお尋ねいたします。

○川口説明員 構想について新聞に報道されたということは承知いたしておりますけれども、その後の動きについては全く何も情報を持っておりませんので、どういいう意図でその検討がなされたか、あるいはそれがどういいう理由で検討がなされなくなったかということについては情報は持っておりません。

それから、投資交流というのは非常に重要なことだといふふうに存じますけれども、投資交流の促進には法務情報も含めた情報の交流というのは非常に重要な要素であると思っておりますので、そういったことが可能になるようなことというのは非常に結構なことだといふふうに存じます。

○橋本文(文)委員 通産省にお願いしたいのですけれども、仮にこういう海外企業法務情報センターをつくるにしても、これはあくまでも専門家が関与するような構想ではないようなんですね、ただ単に一般論で情報センターというものをつくろうと。弁護士の場合には、必ず責任をとらざるを得ない。失敗すれば損害賠償という大きな責務も生じてくる。そういう意味で真剣に対処しなければならぬわけなんですけれども、その辺のことを踏まえて、ただ単にリップサービスの法的な法務情報セン

ターだけでは意味がない、このように思います。それから、とにかくこの問題は、通産省としては、企業の意見が十分反映しなければ、この法律そのものも機能しないし、ひいては一方的に我が国だけが外国の弁護士を受け入れることになりかねない。そういう点で、その辺のことをよくお考えいただきたいと思っています。

それから、今度は技術的な問題なんですけれども、従来も我が国で外国弁護士を受け入れる制度がございました。大臣も御承知だと思いますけれども、昭和八年の弁護士法改正で非弁活動が禁止されたわけなんです。そのときに、相互保証があるときには司法大臣の認可で外国弁護士が日本で弁護活動ができると、これは司法大臣という表現があるんです。それから、昭和二十四年の現行弁護士法がありまして、このときも第七条で、今度は最高裁判所の承認があるとやはり弁護活動ができるというふうな規定があるんです。前は司法大臣、今度は最高裁判所。昭和四十六年に沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律ができてまして、ここでもその六十五条では、沖縄の外国弁護士は最高裁の承認によってやはり弁護活動ができるという。今回の本法案では法務大臣の認可を受けてというように、司法大臣、最高裁判所、最高裁判所、それから法務大臣と承認の流れが変わってきたわけですが、これはどういう意味があるのか、それぞ

れお答え願いたいと思います。

○井嶋政府委員 委員ただいま御指摘のような経過が過去にあったわけですが、まず、昭和八年、いわゆる旧弁護士法と申しております時代には、ただいま御指摘のように、外国の弁護士資格を有している者は司法大臣の認可を受けて外国人または外国法に關し弁護士と同様の事務ができるという規定があったわけですが、これはまさに規定上司法大臣の認可に係らしめておるわけでございます。

この当時の弁護士法は、旧弁護士法でございますが、御案内のとおり我が国の弁護士自体の監督も司法大臣が所管しておったわけでございます。

で、そういった意味で、当時、我が国の弁護士と同様、外国の弁護士に対する認可あるいは監督といったものも司法大臣が行うという制度になっておったものであろうというふうに考えます。

ところで、昭和二十四年に新法になりまして、ただいま御指摘のように外国弁護士制度がやはりその七条におきまして設けられたわけでございますけれども、これは、ただいま委員御指摘のとおり、最高裁判所がその承認あるいは取り消しをする、監督も最高裁判所が行うという形になっておるわけでございます。

この規定を子細に見ますと、このときには最高裁判所の権限に属さしめておりますけれども、やはりその承認をするにつきましては日弁連の意見を聴くという制度が既にそこにございます。それから、御案内のようにこのときの外国弁護士の資格の承認は、最高裁判所が行います試験あるいは選考によって行うという規定もあるわけでございます。そしてまた、当時それによって認められた外国の弁護士の職務と申しますのは、これは一項と二項というふうに細かく申し上げれば分かるわけでございますけれども、総じて申し上げれば、日本の弁護士とほとんど同様法廷活動もできるというふうなところがあつたわけでございます。

そういった状況を総合して考えますと、当時確かに新法によりまして弁護士自治というものが確立したわけでございますけれども、外国弁護士の資格者を受け入れるかどうかという判断は、やはり試験、選考を行うというふうな観点あるいは法廷活動が行えるというふうな観点、そういったものから最高裁判所の承認に係らしめたものではないだろうかというふうに考えるわけでございます。

さらに、沖縄の復帰に伴いまして、当時沖縄で資格を持っておりました外国弁護士を沖縄外国弁護士資格者として受け入れたわけでございますが、これもただいまの昭和二十四年の法律と同じメカニズムで承認することになっておるわけでございます。

いまして、この理由も先ほど申したと同じではないだろうかというふうに思うわけでございます。

ところで、今回提案いたしております外国法事務弁護士の受け入れの制度は、御指摘のとおり法務大臣がその資格を承認し、あるいは取り消しをするという制度になっておりますが、その承認あるいは取り消しをするにつきましては日弁連の意見を聴くというところは、今の弁護士法の七条と同じ考え方でできております。ただ、最も根本的に違ひますところは、今回の外国法事務弁護士の法廷活動ができません。法廷活動ができないというところは、すなわち裁判所とかかわり合いは一切出てこないという意味合いになろうかと思ひますけれども、さらに、試験、選考を行いません。そういった意味で、昭和二十四年にできました七条、これは廃止されておりますけれども、旧七条の考え方は根本的に違つておるわけでございます。

では今回なぜ法務大臣の承認に係らしめたかというところでございますけれども、結局この外国法事務弁護士の我が国の弁護士と同質性を持ち、弁護士と同様の法律サービスを行うということが基本にあるわけでございますから、そういった意味でこの特別措置法におきましては弁護士と同様の規律をするということを目的として掲げておるわけでございます。

そこで、我が国の弁護士は、御案内のとおり弁護士法の四条によりまして、法務省が行つております司法試験管理委員会の司法試験に合格し、さらに最高裁が行つております司法修習を終了した者が資格者となっておりますわけでございまして、この部分につきましては日弁連所管ではなくて政府あるいは裁判所が所管をしてこの資格の公認と申しますか、そういうことをやっておるわけでございます。この外国法事務弁護士も弁護士に準じた規律をいたします上におきまして、やはり同じようにその資格を公認すると申しますか、これは試験を行いませんけれども、それを公認するシステムというのは、この弁護士法四条とパラレルに考

えて、やはり公的な役所が行うべきではないだろうかということが一つ。それから主として外国人に關する仕事でございますから、いろいろな外交上の問題その他のことも考えますと、日弁連がやりになるよりも政府がやる方がベターではないだろうかというふうなことから、まず公的な機関がやるべきであるという結論に達し、さらに先ほど申しましたように、裁判事務を一切行わないという観点から、最高裁よりも法務省、法務大臣の承認に係らしめる方がより適切、的確ではなからうか、こういう観点から今回法務大臣の所管ということになったわけでございます。経緯は以上御説明したとおりだと思います。

○橋本(文)委員 今、司法試験とかあるいは司法修習生という言葉が出たのでございますけれども、確かに日本の現在の弁護士法では、外国人も司法試験は受けられる。しかし司法修習生になるには、日本の国籍が必要だという規定があるわけですね。これは大分例外規定が多いようですけれども、部長、どの程度の例外があるのか今お答えできますか。

○井嶋政府委員 委員御承知のとおり、既に最高裁判所は外国国籍の者の司法研修所への入所を認めておりまして、正確な数はちょっと把握いたしておりませんが、数名の修習終了者がいるというふうに承知いたしております。

○橋本(文)委員 そうじゃないのです。司法試験を受験する資格には日本の国籍は必要ないけれども、司法修習生に採用されるには日本の国籍が必要であるというふうになっておりますね。しかし例外が多く認められておるというのですが、どういう基準でその例外を設けておるのかという質問なんです。

○但本説明員 最高裁判所が定めております要領によりまして、最高裁判所が特に認めた者についてはこの限りでないということで、入所を認めるということになっております。そして現実にはその後司法試験に合格した者で、外国国籍であることとを理由に入所を拒絶された者はないと承知して

おります。

○橋本(文)委員 ちよつと細かい点になって恐縮なんです、日本の司法試験というものは非常に難し過ぎるということで、海外に行きまして外国弁護士資格を持つてくる。そして今回の法律によつていわゆる外国法事務弁護士という形で日本で事務所を開けるのかどうか。まず開けるのかどうかを聞きましょう。日本の国籍を持つている人が、アメリカならアメリカ、ニューヨークに行きましていわゆるローヤーとなつてくる。そして日本に帰つてきて外国法事務弁護士として事務所を開設できるかどうか。

○井嶋政府委員 今回の法案におきましては、資格の承認はあくまで弁護士となる資格のみでございまして、国籍条件はつけておりません。したがって、今御指摘のようなケース、つまり日本人が例えばニューヨークの州の司法試験に合格し、ニューヨークの弁護士資格を持つていて、そしてこの法案にございますように、五年間の弁護士の実務経験を経てきたという要件がございすれば、今回の法案によります外国法事務弁護士として承認される道はございます。

○橋本(文)委員 そうしますと、日本の国籍を持つていて日本人でございしますから、当然常識的に日本の法律もよくわかるし、いろいろな意味でこの法律が禁止している日本法についても、あるいはその法律相談とか鑑定、そういう何といたしまし禁止していることが、実際にはもうそこで逸脱していくのじゃないか、そういう懸念を持つてますが、これはいかがですか。

○井嶋政府委員 そういった懸念を指摘される向きがないわけではございませんけれども、外国法事務弁護士の業務の規律、指導監督は、この法案におきましては日弁連あるいは単位弁護士会が行うシステムになっておるわけでございます。その指導監督の実が上があれば、そのようなことは起こらないというふうに考えております。

○橋本(文)委員 それから、この法案によると法務大臣の認可それから日弁連の登録という問題が

ありますけれども、西ドイツなんかを見ますと、とにかくまず需給関係を考慮して資格を付与していくのだ、したがつてもう海外弁護士は要らないよというようになれば認めないという方向のようなんですけれども、我が国ではどういう取り扱いをなさいますか。黙つておればもう野方図にいうか、とてつもなくふくれ上るわけですから、それはもう認可と登録という点でチェックするわけですか。

○但木説明員 欧米諸国におきましては国民の失業率が我が国に比べてかなり高率であるというように、深刻な問題として受け取られております。そのために弁護士活動についても入管あるいは中小企業貿易局というようなところの労働需要に対する評価というふうなものが非常に重要視されております。我が国におきましては、そういう観点よりもむしろ法律事務を取り扱う、そういう外国法事務弁護士が適正かつ確実に職務を遂行し、国民あるいは居住者の法律生活の安定に資することができるとかというふうな観点から、そのような問題を考えるということにならうかと思ひます。

○橋本(文)委員 時間がなくなりましたが、罰則の関係でちよつと質問します。今回、附則で弁護士法の一部改正されます。従来五万円であつた七十五条の虚偽登録が百万円、それから七十七条の非活動禁止の五万円が百万円、それから七十九条の虚偽表示、これが五万円が二十万円、それからいわゆる刑法に規定しております秘密漏洩、この外国弁護士法では二十三条でございけれども、刑法百三十四条では「六月以下ノ懲役又ハ八百円」、これは臨時措置法によりまして二万円になりましたけれども、この罰金が外国人の場合には「六月以下の懲役又ハ十万円」ということになるのですが、いろいろなところで細かい点でアンバランスが目立つのですが、これはどういうふうに理解すればいいのですか。

まず五万円が百万円になったケースと五万円が二十万

になったケース、それから二万円の罰金が外国人の場合には十万円、まあ違いますけれども……。

○但木説明員 まず、第六十三条それから第六十四条で五万円を百万円とした理由について申し上げます。

この罰金額は昭和二十四年に定められて以来今回まで何ら改正されてないものでございします。当時の五万円と申しますと罰金額としては相当多額の罰金額であつたと考えられます。近時の立法例からいいますと、いわゆる無許可営業につきましては、例えば、貸金業においては懲役三年以下罰金三百万円以下という非常に高額のものもございしますし、また証券業あるいは銀行業などでもかなり高うございします。これらの無許可営業の各種の罰金額等を参照いたしまして、現在の物価では百万円程度が最も適当ではないかというふうにして定めたわけでございします。

これに對しまして、いわゆる不正な名称の使用につきましては罰金額を五万円から二十万円に上げたにどまつておるわけでございします。これは委員御承知のとおり、この罪につきましては懲役刑が定められておりません。したがつていまして、その違法性の程度もその程度のものとして評価されてゐるものであるわけです。また、いわゆる近隣職権を見まして、税理士、司法書士などについては罰金二十万円、それから弁理士については罰金一万円、公認会計士につきましては罰金三万円というふうな額になつておりますので、これらのいわゆる名称の不正使用の罪と均衡を保つために二十万円というふうな定め方をいたしたわけでございします。

また、委員御指摘のいわゆる秘密漏洩罪につきましては、現在刑法上罰金二万円となつておりますが、現在の貨幣価値から申しますと、二万円といふのは罰金額として新しく立法するについてはいかにも低過ぎるというふうに考えられるわけでありまして。しかしながら他方、弁護士が秘密を漏洩した場合に現在の刑法百三十四条一項では罰金二万円以下ということでございしますので、これ

とのバランスをとり、かつ、現行の貨幣価値を勘案して最大限の罰金の引き上げをした結果十万円というふうなところに落ちついたということでございます。

○橋本(文)委員 済みません、時間を超過したのですが、一点だけ。

秘密漏洩に關して六十七条で規定しているわけなんですけれども、これを刑法百三十四条、そこに弁護士として、その下にいわゆる外国法事務弁護士の含むとなつたのはなぜなんです。

○但木説明員 委員御承知のように、本法の附則では、刑法及び民法を改正して「弁護士」の下に「(外国法事務弁護士を含む。)」という改正をいたしております。したがつて、刑法にも同じ改正をすべきではなかつたか、こういう御指摘であらうと思ひます。

これにつきましては、民法、刑法というふうな手続法につきましては、実は他の法令で非常に多く準用してあるわけでございします。したがつて、もし外国法事務弁護士につきまして、民法、刑法の改正でなく本法で規定いたしますと、それらの準用法令の適用につきまして非常に錯綜した關係が生じてしまうということで、これを思い切つて刑法の改正という形にしたわけでございします。これに對しまして、実体法規につきましては準用法令というものがほとんどございしません。全くないと言つてよろしいかと思ひます。かつ、実体法規につきましては、現在でも行政法で同じような罪をたくさん規律しているものがございします。

これらのことを勘案し、かつ、現在刑法改正作業が進行しております、これら各種の行政法に分かれております秘密漏洩罪について何らか統一的な扱いをすべきであるというふうなことがございまして、今の時点で外国法事務弁護士だけ刑法上に入れるということは余り適当ではないという判断で本法で新規の立法をしたということでございします。

○橋本(文)委員 わかりました。

終わります。

○福家委員長 中村巖君。

○中村(巖)委員 今回の法案、すなわち、外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法、これは内閣提出ということを出されておるわけでありまして、この法案の内容というものは、言ってみれば、実質的に従来の弁護士法に對する修正であるということになるわけでございます。まして、弁護士法というものは、御案内のように、これが立案をされ、そして国会の御審議を経るといふ際に議員立法という形でなされてきたわけでございます。それが、今回実質的な意味の弁護士法を修正するやうな法案、これが内閣提出という形で出されてきたことは、もとの法であるところの弁護士法との關係で考えると何か整合性がないやうな、こんな感じがいたすわけでありまして、そのことを法務省としてはどうお考えになられておられるのか、なぜ内閣が御提出になるのか、それをまずお聞かせをいただきたいと思ひます。

○井嶋政府委員 ただいま御指摘のとおり、本法は現行弁護士法に對する特別措置を定めるものでございまして、その意味で弁護士法の實質的な変更であるといふふうにとらえることができやうかと思ひます。

ところで、弁護士法は、今御指摘のとおり昭和二十四年に議員立法によつて成立した法案でございます。そしてその後、例えば昭和二十六年に現行法の三十条の兼職禁止規定の改正をしたとき、さらに、昭和三十年に先ほど来問題になりました七条を削除した改正の際、こういった事實改正を行ひました際にはいづれも議員立法によつて行われておるわけでございます。しかしそれ以外に、いわゆる他の法律の作成あるいは改正の際に弁護士法にかかわる事務的と申しますか整理的な改正が必要であつたといふやうなものが十数回にわたつてあるわけでございますが、そういったものはいづれも政府提案で行われておるわけでございます。それからさらに、若干実質的ではございません

けれども、沖繩の復帰の際にはやはり沖繩の弁護士資格者に對して本邦の弁護士資格を与えるための特別措置法ができましたとき、四十五年でございませうけれども、これは政府提案として行われたわけでございます。

そういった経緯を考えますと、本法案は、委員御指摘のとおり議員提案と申しますか議員立法とする選択もあり得たわけでございます。また、沖繩のときの例にかんがみれば政府提案という方向もあり得たといふことで、いづれも選択が可能であつたのではないだろうかといふふうに思ひます。

ところで、政府提案にいたしました大きな理由と申しますのは、実は日弁連の意思によるわけでございます。すなわち、日弁連が本年二月六日の理事会におきまして、この法案のもとになりまして制度要綱を確定いたしました機会に、日弁連として本法案の法律化については議員立法の要請はしない、断念する、こういう御決定をされたわけでございます。そして、それを受けて日弁連の会長から法務大臣に對し、制度要綱に基づいて法案を作成提出願ひたい、こういう要望が参つたわけでございます。

そこで、私もはこの制度要綱につきまして、從來検討会を通じて共同のやつてまいつたという経緯もございまして、また、制度要綱自体国際的にも国内的にも妥協的なものであるといふふうな判断をいたしましたために、政府提案として今回御提出した、こういう経緯になるわけでございます。

○中村(巖)委員 そうしますと、念のため伺ひますけれども、日本弁護士連合会としては、今回の種の外国弁護士に法律事務を取り扱わせる問題、これについてみずから動いて議員立法をやらせるといふか、そういう働きかけはしないといふことで、内閣の方にお願ひをしたい、こういう主體的な選択といふか御意向であつた、こういうふうにて伺つていいわけですか。

○井嶋政府委員 政府は、從來この問題の解決に

つきましては日弁連の自主的意見を尊重するといふ立場を貫いてまいつたわけでございます。もういふ意味で、日弁連の自主的な御意見がそういうことであれば、それを受けて政府が提案をするという態度を決めたわけでございます。

○中村(巖)委員 今回こういうやうな法案が出てくるについては、いろいろ背景と申しますか、そういうものがあるわけでございますけれども、ある時期から外国の日本に對する、この問題に對する要求、要請といふものが非常に強くなつてきた、それがいわば貿易摩擦といふか、そういうものとの関連においてもいろいろ言われるやうになつてきた。こういう経過から今日こういう立法がなされるに至つたといふことであらうかと思ひますけれども、念のために、どうしてこういうやうな立法が必要になつてきたかといふその経過といふか、そういうやうなものをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○井嶋政府委員 経過を申し上げると若干長くなるわけでございますけれども、何度か委員にも御説明申し上げた機会がございますが、要するに、当初、これは四十九年から始まるわけでございますけれども、ニューヨーク弁護士会の申し入れといふものに端を発しました弁護士会同士の話し合ひといふものが先行いたしました。これは理の当然でございますけれども、それが先行をし、会内においていろいろさまざま議論が行われつつ経過をしたといふことでございまして、やはり弁護士会同士の話し合ひは結果的にはまともなかつたといふやうな経過の中で、昭和五十七年にこの問題がいわゆる貿易摩擦の一環として米國政府から貿易委員会において取り上げられたといふのが、政府間レベルの問題になつた発端になるわけでございます。さらに、EC諸国はそれから二年おくれで五十九年に、同じやうな対日要求といふやうな形で、やはり貿易摩擦の一環としてこの問題を適切に解決されたいといふ申し入れがあつたわけでございます。

そういった形で政府がこの問題に關与せざるを得なくなつた事情があるわけでございますけれども、それから後は、もう既に委員御案内のとおり、昭和五十七年の市場開放対策あるいは五十九年、六十年の対外経済対策といったそれぞれ経済対策閣僚會議の決定等におきまして、この問題につきまして政府の態度を鮮明にされてきたわけでございます。それは一口に申し上げれば、要は、この問題は弁護士法の制度の問題であるから、弁護士会同士の話し合ひといったものが重要であるし、それが先行すべきであるし、またそれを尊重すべきであるといふことをそれぞれの時期時期に應じて鮮明にしてまいつておるわけでございます。ので、それぞれの経済対策閣僚會議の決定そのものをあらためれば、その辺の経緯はよくおわかりいただけると思ひます。

そういったことで、政府としてはこの問題を、貿易摩擦から端を発しましたけれども、やはりこの問題は増大する國際的法律事務に對処していくに適正にこれに對処していくかといふ問題、つまり弁護士の國際交流といふやうな観点からこれを取り上げて判断すべきであるといふように終始考へてまいりました。さらに、そのためには我が國において獨特の制度を持つております日弁連の自主的な意見の形成といったものがまず大事であるといふ観点から、これも重要な柱といたしまして對処をしてまいつたわけでございます。

そういった中で、昨年の三月十五日に日弁連が相互主義の原則と日弁連の自治のもとに入るという基本的な方針をお定めになりました。これに基づいて内外の意見を参考としつつ、国内的にも國際的にも妥協的な解決を図ることを宣明しましたので、私も内外の意見の参考といふものの代表格といたしまして、法務省と日弁連との協議といふ場をつくりまして、それ以後三十回に及ぶ協議を継続しながらこの問題に日弁連ともども對処をしてまいつたといふわけでございます。そして、御案内のとおり昨年九月三日に制度要綱第一次案といふものが策定され、さらにこれをたたき台として日弁連会内の議論が徐々に集約さ

れまして、昨年の十二月九日の臨時総会におきまして、この第一次案に盛り込まれた基本的なフレームについて圧倒的な多数で日弁連がこれを承認をしたということがあったわけですが、その際、制度の詳細については理事会にゆだねるということでごさいますので、それ以後臨時理事会も含めまして多数回の理事会を日弁連が開催をされまして、制度要綱のもととなるべき第二次案をいろいろ検討されました結果、二月六日に制度要綱を確定されたということでごさいます。それを受けて先ほど申しましたように法務省にその制度要綱に基づく立案を依頼してこられたということで、私どもがこれを受け取り、本法案として提出をしたという経緯になるわけでごさいます。

要するに、終始一貫流れておりますことは、この問題は増大する国際的法律事務の需要と申しますか、現状にいかに対処していくかという観点から出発し、結局これに適切に対処するためには弁護士と国際交流の促進以外には道がないというところから、私どももあるいは日弁連会内も徐々にその意見が集約されてまいって今日の法案に結実をした。こういう経緯になるわけでごさいますので、私どもは終始一貫日弁連の立場を尊重するという態度を貫いてまいったということが言えようかと思ひます。言いかえれば、本法案は日弁連との協力関係と申しますか、そういった、共同作業とまでは申しませんが協力した結果であると思ひ上げることができると思ひます。

○中村(慶)委員 弁護士の国際交流といえども一つの考え方であるわけですが、何かその経過というものを眺めてみますと、主としてアメリカの弁護士の側の、日本において業務を行いたい、日本への市場を拡大したいという、弁護士の職業的な要求というわけでごさいます。そういふ圧力というものが実は立法の本当の契機ではなかったのかという感じをぬぐえないわけでありますけれども、その辺については法務省としてはどうお考えでしょうか。

○井嶋政府委員 御指摘のようにアメリカあるいはECが貿易摩擦の問題として取り上げた背景というのは二つあるだろうと思ひます。一つは、外国の企業が日本に進出をしまして例えば投資をする、あるいは日本に輸出をしたい、あるいは日本に技術を導入させたいといったような日本市場へのアクセスをもっと促進するためには、企業間のコンサルタントといふ企業間の法律面を担当する弁護士の進出が不可欠であるというふうな観点の一つがあったと思ひます。

もう一つは、弁護士業務自体が銀行業、保険業といったようないわゆるサービス業務それ自体であるというふうな観点から、サービス業務の自由化というところで日本が現行弁護士法で外国の弁護士の事務所を開設して活動することを認めていないというところは一種の非関税障壁である、こういう観点からサービスの自由化という点で弁護士業務自体の進出を考へてきたというこの二面がある。私どもは考へておるわけでごさいます。まさに今委員が御指摘のとおりだと思ひます。しかし、それを私どもがどう受けとめたかと思ひますのは、先ほど申し上げたわけでごさいます。もし仮に貿易摩擦の観点というところだけから考へますならば、現在のような法案の選択以外にまだあり得たのではないかと思ひます。例えば国際取引のコンサルタントと申しますかあるいは企業コンサルタントと申しますか、別の資格をつくり政府が所管をして業務をさせる、弁護士業務とは全く切り離したものだという格好でそれは処理ができるというところ、貿易摩擦そのものを解消しようと思ひます。また、現に諸外国はそういう観点から、例えば日弁連の所管に入ることについて懸念を表明しておいたという事実があるわけでごさいますから、そういう方向性があり得たのだらうと思ひますけれども、先ほど申しましたように日弁連自体の活動の問題である、弁護士自体の業務の問題であるということから日本側は弁護士制度の枠内で受けとめて、司法制度の問題として対処しなければならぬ。それはなぜか

というところ、結局国際的法律事務の増大、これは我が国内だけではございせんので、外国における日本法の充実にいう意味も含めまして国際的な法律事務の充実にいう観点から、やはり司法制度の問題として対処すべきだという基本方針をもって対処したわけでごさいます。私どもの選択、あるいは日弁連の選択はそういう意味で正しい選択であつたというふうにごさいます。

○中村(慶)委員 端的に言えば、アメリカあたりでは法曹人口は非常に多い、こういうことで、いふところの弁護士有資格者の競争の激化というふうなもの海外進出という形になってきているという側面が非常にあるんじゃないかという感じがいたすわけでありますけれども、それはともかくいたしまして、実際問題としてこの法律事務と申しますかリーガルサービスと申しますか、そういうものが外国人によつて受けられないことによつて日本における外国企業なりそういうもののが非常に困難な局面に立ち至つてくるか、あるいはまた外国が日本に進出するに当たつてその種のリーガルサービスを得られないことによつて、それがいふところの障壁になっているというところが実際あるのかどうかというところは、本案が必要かどうかというところの背景にとつてやはり非常に大事なところだと思ひます。実際その面では法務省としてはバックグラウンドについての実態的な調査はやつておられるのかどうか、どういふふうにごさいます。ただ概念的に考へれば、そう言つてしまふことがあつてどうしても、実際問題としてそういうことがあつてどうしたのかどうかというものを今具体的に存在したのかどうかということを考へなければならぬと思ひますが、その辺はいかがでしょうか。

○井嶋政府委員 ただいま御指摘のように国際的法律事務の増大と一口に申しましても、では資料的に統計にあるかということになりますと、そういうものを明確に端にお示しすることは不可

可能でございませう。しかし、国際的な法律事務と申しますのは結局人の動きあるいは物の動きの増大に付随しまして、やはり人の動きが増大し物の動きが増大すればそれを中心とした法律関係といふものが拡大するであらう。法律関係といふものが拡大すればそれを解決するために時と場合によつては弁護士の助けが必要ということとは当然であらうといった推論が成り立つわけでごさいます。そういう意味で私どもは、むしろ人的物的な国際交流の増大あるいは貿易量、輸出入の増大あるいは海外進出企業の数の増大といったようなデータがある程度持ちまして、国内における外国法に關する法律サービスの点で申し上げれば、やはり日本に進出する企業が多くなつてくる、あるいは日本に來る外国人が多くなる、それに従ひましてその外国企業あるいは外国人と接する日本企業あるいは日本国民との間ではいろいろな法律関係が多くなるということになりましようし、あるいは海外で見ますれば、日本から進出する企業あるいは日本から行く法人の数が増大しますれば、やはり外国において日本の弁護士、日本のマインドを持つていふ弁護士からいふと法律サービスを受けたという需要は増大するであらうましようし、さらに、日本に進出してきたという当該国の企業に対しまして、日本の知識を持ち日本風の風俗習慣を知つておる日本の弁護士からいふと法的アドバイスを受けたいというふうな需要もやはり増大しているんじゃないだろうかというふうにごさいます。そういうことになりますれば増大するのではないかと

いふことになりますれば増大するのではないかと申上げれば、国際的法律事務の増大及び今後ますますの増大といったものを前提として政策を判断していかねばならぬということになるのではないだろうかと思ひます。そこでちよつと通産省の方から伺つておきたいと思ひますけれども、まず概括

的に、最近における外国企業の日本への進出の状況というか、そういうものはどうなっているかというところでございます。確かに私も目にする限りにおいても、最近では外国企業というものが大変に日本に進出してきているというところがあるわけ、と同時に、あるいは合併会社というか、外資系の企業というふうなものも非常にふえている、こういうことのものでありますけれども、その実態について何か通産省として把握をされているところがあれば、お答えをいただきたいと思っております。

○川口説明員 先生御指摘のように、最近五年間における我が国への直接投資の動向というのは非常にふえておりまして、大蔵省に届け出がございました数字で見ますと、昭和五十四年度末累計は実は約二十七億ドルでございますが、昭和五十九年度末の累計で見ますと約五十五億ドルということになっておりまして、五年間で約二倍という増加を示しております、大変堅調に増加をしているというところがあると思っております。

それから、合併企業についてお話がございましたけれども、通産省では昭和四十二年以降、毎年、外資系企業の動向調査というものを実施いたしております、この調査に回答した企業で考えますと、昭和五十九年三月の時点で外資比率が五〇%以上の外資系企業、これは一〇〇%出ています、業種別に見ますと、内訳は製造業が約五百、商業が三百八十四、サービス業が九十六というふうになっております。

○中村(蔵)委員 通産省の把握されておられる限り、日本における外国企業の進出それ自体について外国企業サイドから、この弁護士の問題も含めて非関税的な障壁があるという、その意味で進出が必ずしも十分でないというふうな声があるのかどうか、その辺のところはいかがでしょうか。

○川口説明員 私ども通産省では産業政策局を中心といたしまして、外資系企業の既に日本に進出をしたものについての円滑な活動の促進、それから

まだ進出をいたしておりません外国の企業の本への進出を促進するという観点から、現在日本に進出をしている外資系企業の幹部の方々と時折会合を、非常に懇話的な会合でございまして、もってございまして、外資系企業の日本における活動に関する問題について時々お話を伺っております。その中で、例えばアメリカで活動している弁護士が日本で活動することができるようになればいいというふうな要望は伺ったことがござい

ます。○中村(蔵)委員 もう一点だけ、通産省の方に。やはり今後一つの趨勢として、外国企業の日本に対する進出というものが今日以上に拡大をするということになるのかどうか。現状に立って御判断になった場合に、いかがでございますか。

○川口説明員 近年の外資系企業の進出の動向を見ますと、コンピュータ関係ですとかエレクトロニクス関係ですとか、いわゆるハイテク分野を中心に大変に進出が進んでおりまして、今後とも非常に堅調に進出が進むのではないかとこのように考えております。

○中村(蔵)委員 また法務省の方に戻りますけれども、この外国弁護士の問題の一番大きな問題というのは、やはり何と云っても、例えばアメリカを一つの典型としてとらえた場合において、弁護士業務に対する考え方というものが日本の場合と相当に相違をしているところがあるのではないかとこのようにございまして、アメリカで申しま

すれば、恐らくは弁護士はリーガルサービスというものを提供する一つのサービス業であるというふうな一般的な考え方の方がされる部分が多いというのに対して、日本というならば、一つのサービス業という観点よりも人権擁護という、これは現行弁護士法の理念にもよるわけですが、これは人権擁護というものを中心としたいわば一つの聖職である、そんな観念というものが非常に強い。

そういうことになりましたと、アメリカあたりから大量にサービス業としての弁護士というものが

進出をしてくると、日本における弁護士制度そのものが変質してくる、そんなような感じになるのではないかと。その辺のところを外国法事務弁護士というふうな観念で、そこで調整をしているという感じもしますけれども、そういう弁護士制度自体の相違というもののについて、これがために日本弁護士連合会あたりの内部においてもいろいろ議論が起きているというところがあると思うので、その辺のことを今回の立法に当たってはどうか、その辺のことをお考えになって対処をされたのか、お話をいただきたいと思っております。

(委員長退席、太田委員長代理着席)

○井嶋政府委員 委員冒頭に、各国の弁護士制度と申しますか、弁護士の方についての方で考え方に相違があるという御指摘がございましたが、確かにそういう指摘はある面においては当たっているだろうと思っております。

しかし、例えばアメリカと日本という比較をいたします場合に、アメリカの弁護士について象徴的に言われておりますことが、今御指摘のような法律サービスと申しますか、いわゆる企業のサイドからの弁護士業務に重点があるというふうな面、これがアメリカの制度の一つの特徴として言われておりますし、現にその数も相当であると承知をしておりますので、他方、やはりアメリカにおきましても日本の弁護士と同じような法廷を中心とした、いわゆる人権擁護派と申しますか、そういう伝統的な意味での弁護士像といったものを持つて仕事をやっておられる方も多数おられるというところがございます。私は、そういう象徴的に言われておりますアメリカ弁護士の像と申しますのは、アメリカ弁護士の活動エリアが日本と比べて非常に広いというところが根拠にあるのだと思うわけでございまして、しか

し、本質はアメリカの弁護士も我が国の弁護士と同様、法律を扱う、高度の法律知識を持ち社会的にも相当の評価を受けている高い位の自由業をやっておられる方々でございまして、本質的には人権あるいは正義の実現といった基本的な倫理というものがそこに支配をしているのではないだろうかと思っております。

他方、日本の弁護士について申し上げれば、委員御指摘のとおり従来やはり紛争が発生してから仕事してくるというのが典型的な形であらうと思っております。そういう意味で法廷中心の紛争解決といったところに重点がある。勢い弁護士法一条、二条に書いてございまして、高度の公的的使命を持った活動分野が日本の弁護士の主たる分野であったというふうな言えるかと思

います。これは今後そういうものであるべきであろうと思っておりますが、他方、委員御承知のとおり国際的な法律事務の増大に対処いたしました日本の弁護士の中にもいわゆる海外弁護士と申します、アメリカ型と申しますか、そういう必要に対処する活動エリアが徐々に広まってまいっておりますわけでございまして、現在三百とも五百とも言われておられるわけでございまして、数が増大をしております。そういう意味で、日本の弁護士の活動のあり方も徐々に変質してまいっておりますというところがあるかと思

います。しかしその中に、そういった分野で活動しておられる弁護士の方々も、やはり本質は一条、二条に書いてあるような使命といったものを持つてやっておりますのではないだろうかと思っております。

ところで、今回外国法事務弁護士制度を設けますと、その辺のところはどうなっていくだろうかという御心配でございますが、私はこれはやはりあくまでも、活動分野が広がっていくと思っております。より充実されていくという面はあろうかと思

います。それ、その国の弁護士という職業に

従事しておられる方々が簡単にその本質を見失う、制度がおかしくなっていくというふうなことは起こり得ないだろうと思っておるわけでございまして、むしろ活動分野が広がり、その広がった分野でそれぞれが競争されることによってさらに弁護士の方というものが広まっていきてこそいいと思います。本質的に変質することはないと考えて対処してまいったわけでございます。

○中村(憲)委員　そこで今の問題に關連して、私もどもが仄聞する限りでは、日本弁護士連合会の中でもやはり名称の問題というものについて非常に議論があつたようでございまして、弁護士というものが、従来の日本の弁護士の觀念でとらえられたところの弁護士というものと、今アメリカから進出してこようとしているところのサービス業としてのリーガルプロフェッションというか、そういうものとの間には違いがあるんだから、弁護士という名のもとにそういうものを包摂すべきではないんじゃないか、むしろそういうものの進出がこれからやむを得ないものだとするならば、弁護士という名称を使わずに何らかの形でその進出を許すという形にならないのかということを言う向きも非常に強いわけでございます。あえてここですで弁護士という名称、外国法事務弁護士でありますけれども、最後のところに弁護士という三文字がつくという名称を選択した理由というものを、法務省の考え方としてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○井嶋政府委員 弁護士会内の議論の中に今委員御指摘のような議論があつて、弁護士という我が國独特の歴史を持った名称を使わせるべきではなないかといふ御議論がございました。しかし、先ほど来申しますように、今度の外国法事務弁護士制度と申しますのは、國際的な法律事務に適正に対処するためにどうすべきかという点から出発をいたしまして、結局は弁護士同士の國際交流が必要なものではないか、それで対処すべきではないかといふ結論に達したわけでございます。

そういう意味で、外國の弁護士資格を試験を

経ることなく我が國に受け入れて弁護士としての活動を認める、ただ職務の範圍はその性質に依じて制限されるのは当然であるという基本のもとに、あくまで弁護士と同質のものを我が國の弁護士の仲間として受け入れるんだということがこの問題の解決の基本であるということになったわけでございます。したがって理の当然といったものゝあまして、やはり弁護士の同質性といったものゝあるらわすものでなければ、同質性といったものゝあるいは弁護士の交流といったような目的から考えましておかしいのではないだろうかという議論が他方にあつたわけでございます。

確かに諸外国では、外国の弁護士を受け入れた場合に、当該国の名称、つまり弁護士に該当する名称を使用することは認めておりません。それはそれぞれの国の事情があろうかと思ひます。しかし我が国におきましては、委員御承知のとおり受け入れる外国の弁護士は日本弁護士連合会の自治のもとに置くということも他方で決定をされたわけでございますし、またこの選択が日本の司法制度のあり方から考えてこれ以外の選択はないということもまた確かなことであったらうと思うわけでございます。そういたしますと、我が国の弁護士自治といったことを考えます場合には、やはり自治に組み入れられる仲間であるということとを名実ともに表示するものでなければならぬという議論も他方にあつたわけでございます。そういった会内の議論が、委員御承知のとおり最後の最後

までその決着には時間を要したわけでございますけれども、結局本年二月下旬の定例理事会におきまして圧倒的多数で外国法事務弁護士という選択を日本弁護士連合会がされたわけでございます。これは昨年十二月九日の臨時総会におきまして、この弁護士の名称は職務の性質にふさわしい名称とする、我が国の弁護士と混同を来さないようにするという決議があるわけでございますが、その決議を十分踏まえた上でこういう決定がされたわけでございます。

その意味合いというのは、「弁護士」という表

現がでございます。さらに、我が国の弁護士との混同を来さないという意味におきましては「外国法事務」というものがつくわけでございまして、この名前は私どもといたしましても最善の選択であったと考えております。すなわち、外国法事務弁護士は法廷活動ができません。外国法をもっぱら取り扱う弁護士でございます。我が国において法廷活動を行えない弁護士のことを事務弁護士というふうに訳すことは定着したものでございますが、そういう意味で、外国法を扱い、法廷活動を行わないという意味で、外国法事務弁護士といった名称はそれなりに妥当性があると考えているわけでございまして、総じて申し上げれば妥当な選択であった、私たちはその選択を尊重申し上げます、こういうことでございます。

○中村(慶)委員　そういつた制度の違いとか、弁護士というものの対する觀念の違いがあることは事実だろう。そういうものの違いの一つは、よつて来るゆえんのもの、やはり各国において法曹資格というか弁護士資格の取得の制度が違ふということ、日本の弁護士は司法試験制度があつて、言つてみれば大変厳しい制度の中で資格を付与されておる。それに対して諸外国においては、いろいろな國があるわけで、すけれども、言つてみれば、また例えで、すけれども、例えばアメリカの場合には大変法曹人口が多い。今現在で五十万も六十万も弁護士有資格者がいる。こういうことは、つまり法曹資格の取得制度が緩やかである、こういうことになつてくるわけで、その結果であらうというふうに思われるわけです。

そういう意味で、どこの国の資格の取得制度がどうなっているか、そこまではお聞きするつもりはないのですけれども、資格取得制度それ自体がかなり緩やかな国も多くなるのじゃないかと考えられますが、その辺を一括して、外国における弁護士資格を有する者ならばそれはいいんだ、外国法事務弁護士たり得るんだ、こういうことに一律にしてしまおうということはどうかと思われるわけですが、その辺はいかがでしようか。

○井嶋政府委員　各国別の資格付与制度をお尋ねではないということでございますからまとめて申し上げますけれども、確かに、それぞれの国がそれぞれの歴史の中で弁護士制度、資格制度といったものをつくり上げておるわけでございますから、それぞれ千差万別であるということはいえるかと思ひます。しかし、基本はやはりそのそれぞれの国において高度の法律専門職あるいは高度の倫理基準を保持した、先ほど委員は聖職とおっしゃいましたけれども、そうしたものとして資格を付与するための制度でございますから、私は、各国の資格付与制度というものはそれなりにそれぞれの中で最善の制度がつくられておるんだというふうに考えるわけでございまして、どこの国の制度が緩やかであるとか我が国が非常に厳しいとかというような比較それ自体はできることではないかと考えておるわけでございます。

そういつた諸外国における弁護士資格付与制度には違いはございますけれども、今回外国法事務弁護士制度として創設をいたしますにつきましては、やはりそれぞれの国の弁護士資格者といったものを対象にするというのが基本でございます。で、どこの国の弁護士資格者は資格付与制度が緩やかだからだめだというような選択ができるという問題ではないだろうと思うわけでございまして、要するに、それぞれの国の制度として確立されておる資格付与に合格をして弁護士としての経験のある人達、これを我が国の外国法事務弁護士として受け入れるという基本には誤りはないと考へておるわけでございます。

○中村(憲)委員　時間がなくなってきましたので、あと簡単にお尋ねしておきます。

一つは、今回の法案は相互主義という上立っているわけでございまして、外国の弁護士の出出を許すとすれば日本の弁護士の外国への進出も同時にできるようにならなければならない、こういうことでありますけれども、この法案が施行に至るまでの間で、結局、具体的に日本人が弁護士として活動ができる国、それはどういふものが想定

をされるか、実際にあり得るかということをお尋ねします。

○井嶋政府委員 現在、諸外国におきまして、外国の弁護士を受け入れることを制度的につくり上げていく国とそうでない国とがございます。

制度的につくり上げていく国といたしましては、アメリカでは現在、ニューヨーク州のほかには、ミシガン州とワシントンDCがございます。さらに、アメリカにおきましては現在、カリフォルニア州及びハワイ州におきまして弁護士会あるいは州裁判所においてドラフトが検討されているという段階でございます。これは間もなく本年中には開放するだろうというふうに予測をされております。

さらに、ヨーロッパにおきましてそういった意味で制度をつくっております国は、西ドイツとフランスでございます。西ドイツでは御承知のとおりレヒツバインシュタントとすることで、外国の弁護士資格者にそのレヒツバインシュタントの資格を与えて、本國法に関する事務を取り扱わせるという制度がございます。さらにフランスにおきましては、やはり外国弁護士資格者に対してコンセイユ・ジュリディックという名称で外国法一般につきまして事務を行わせるという制度を既に持っております。

そういった制度的につくり上げております国以外で、イギリスあるいはベルギーといったところ、あるいは香港といったところがアジアにもございますけれども、そういったところは、これは制度としては持っておりません。しかし、そもそもこういった国はそれぞれの国の弁護士、英國で申し上げればバリスター、ソリシター、あるいはベルギーで言えばアボカトでございますが、こういった人たちに独占させております事務、つまり法律事務あるいは特に重要な文書の作成といったような事務でございますが、そういった独占させております事務以外の一般の法律事務につきましては、だれでもできる、資格者でなくてもできる、国民一般ができる、こういう制度になっておるわ

けでございます。国民一般ができるということ、すなわち外国の弁護士が、これは弁護士でなくともいいのかもしれないけれども、外国の弁護士が入っていつてそのサービスをを行うということも制度的には禁止されていないという国柄でございます。そういったところが今申し上げたイギリス、ベルギー、香港等でございます。

したがって、現在の時点でこの法案の十条にございますような相互主義の要件、つまり資格要件としての相互主義を満たす国というのは、今申し上げたような国が一応当たるのではないかとこのように考えられます。

ただ、これはあくまでも私ども制度として承知をしておるだけでございますので、実際にこの資格付与についての相互主義の要件の判断につきましては、さらにそれらの国々の実際の制度あるいはその運用といったようなものを実地によく調査をいたしまして、そしてこの判断をしてまいりたいというふうに思っております。この国は現在申し上げておりますその国は、この国は確実に受け入れられるということを申し上げておるわけでございます。十分調査をいたしまして、今度の法案の要件に当たると考えられる国につきましては受け入れが可能であるということになろうかと思っております。

○中村(慶)委員 最後に一点だけ伺っておりますけれども、今回の法案の施行日が不確定といつか、そういうふうになっているわけでございます。これはアメリカの州の開放体制というか、あつかうかというふうな問題とのかかわりの中でもそうなのではないかというふうに思われるわけで、連邦制の国については、幾つかの重要な州で日本に対する開放が行われない限り相互主義の要件を満たさない、こういうことになるのだらうと思うのです。現実問題として今ちょっとお話をいたしましたけれども、アメリカのどの州がどうなった場合に法を現実に施行日を決めて発足させることができるのかという点について、いかがでございますでしょうか。

○井嶋政府委員 この法案におきましては、アメリカのような連邦国家、つまり州単位の資格付与制度を持つております連邦につきましては、これは連邦自体が弁護士資格を付与する権限を全く持たせませんという意味におきまして、日本国対アメリカ連邦という相互主義は法律上とり得ないということでございます。そういった国につきましては州単位の相互主義をとらざるを得ないということから、この法案におきましてはそういう考え方を示しております。

そこで、アメリカにつきましては、法律論としては州単位の問題ということになるわけでございます。しかし、委員既に御案内のとおり、弁護士会内の議論におきまして、日本は全国をあげるのにアメリカが三州あるいは五州といったものでは不公平ではないかという議論があつて、いわゆる実質的な相互主義と申しますか均衡論と申しますか、そういったものが議論として行われており、総会決議におきましてもそういった趣旨の提案理由が書かれておるわけでございます。私どもは法律論は法律論といたしまして、いわゆる政策的な均衡論と申しますか、実質的な均衡論という考え方は私どももよく理解できるということから、従来アメリカ政府に対しまして、我が国の関心のある州について開放をするということを強く迫っております。そういった結果かどうかわかりませんが、昨年十一月にミシガンがあり、本年三月にワシントンDCがいたというところもあるわけでございます。私どもはこの要求は引き続きやってまいりる所存でございますけれども、これができ上がるかでき上がらないかは、最終的には相手のことでございます。

そういった状況下で、先ほど施行の話と関連して御指摘がございましたけれども、私どもはそういったことで、現時点で何州ならいいというようなことを申し上げる立場にもございませんし、また何州でなければ施行できないということは、すなわち法律論的に州単位の相互主義をとったことと矛盾する話にもなるわけでございます。やはりこれは一つの政策的な均衡論だと思っております。政策論と申しますか政治論と申しますか、そういった観点からの判断をしなければならぬ問題だというふうに考えておるわけでございます。施行までに、我々は先ほど申し上げたような外国の調査も行いますし、さらに施行の細則を定める政令あるいは省令の策定作業も行わなければなりませんし、さらに日弁連の会規、会則の作成といったものも必要であるわけでございます。そういった国内的な整備といったものをこれから精力的に行います。さらに、施行をスムーズにするためには、諸外国に対する説明なり話し合いなりといったものもさらに必要だというふうに考えております。そういった意味での国際的な調整もこれからの作業でございます。

そういったものもろの作業が済みました段階において、アメリカ連邦について見れば、どういう開放状態であるかということがその段階で判断されることだろうと思っております。日弁連も主張され、私どもも考えております実質的な均衡論といったものがその段階でどの程度図られているかということも十分政策的に判断をし、さらに日弁連とも話し合いをした上で施行の期日を定めていくということになるかというふうに考えております。現時点ではそれ以上のことは御答弁できないという事情でございます。

○中村(慶)委員 時間ですので、終わります。

○太田委員長代理 岡本富夫君。

○岡本委員 先ほどから同僚の諸君が質問しておりましたから、明らかにした点を含めて御質問をいたします。

もうちょっとお聞きしておきたいのは、相互主義の立場でありますから、しかもアメリカは、ニューヨーク州、ミシガン州、ワシントンDC、この三州のみに外国弁護士法の適用を現在にするつもりか。テキサスは抜けておりましたけれども、カリフォルニアあるいはハワイ、こういったところが大体ことしじゅうというふうなお話がございますが、もう一遍ちょっとお聞きしておきたい。

○井嶋政府委員 先ほど御答弁申し上げましたとおり、この法案では、アメリカ連邦につきましては法律論として州単位の相互主義をとらざるを得ないのでございます。しかし、実質的な均衡論といったところから日弁連内における議論があったというところは私も承知をしておりますし、私もそれは当然だということでアメリカとの交渉に当たっていったわけでございます。現在あいておきますのは、もう一度申し上げますと、ニューヨーク州以外にミシガン州とワシントンDCでございます。さらに現在、当該州の弁護士会あるいは裁判所において受け入れの制度、これは裁判所のルールの改正になるわけでございますが、そのルールの改正案が検討されておりますがカリフォルニア州とハワイ州でございます。

○岡本委員 そうしますと、必ず二年以内に今言ったところの追加の二つの州は解決できるという確信があるのですか、どうですか。

○井嶋政府委員 先ほど申しましたように、このアメリカの州における受け入れ制度と申しますのは、州の裁判所の規則の改正でございます。したがって、これは最終的に相手国の裁判所の判断によるわけでございまして、御案内のとおり、アメリカにおきまして連邦政府が州の裁判所に連邦としての権限を持つておるということにはならぬわけでございまして、そういった意味で相手のあることであるというところは基本的には言えるわけでございまして、私も先ほど申しましたような実質的な均衡論の立場からアメリカ政府に要求をしておりますことを受けて、アメリカ政府もこのカリフォルニア、ハワイにつきましましては本年中にあくだらうというふうな見通しを述べておるわけでございまして、私もそれを信じ、さらにアメリカ政府の努力、そして当該州における弁護士会あるいは裁判所の作業を見守りたいと思つておるわけでございまして、いろいろな機会にできるだけ早くあけるようにというところの要求は続けてまいりたいというふうに思つておるわけでございまして。

○岡本委員 法務省としては、まずアメリカならアメリカを例にとりますと、どれだけの州が向こうは受け入れるということを決定すればこの法律を運用するのか、この点を一つお聞きしておきます。

○井嶋政府委員 先ほど中村委員の御質問にもお答えしたところでございまして、私も、実質的な均衡論と申しますのは、法律論ではなくて一つの政策論だというふうに思つておるわけでございまして、昨年十二月九日の日弁連の臨時総会におきまして、その提案理由の中にこのように書いてございしますものでございまして、参考として申し上げますと、「実質的な相互主義を確保するため、ニューヨーク、カリフォルニア、ハワイ、ミシガン、ワシントンDCなどを含む相当数の主要な州がわが国の弁護士を受け入れる制度を有していることを要する」というふうに書いておるわけでございまして。

そこに書いてございまして「実質的な相互主義を確保する」という意味合いでございまして、これを先ほどから実質的な均衡論というふうに申し上げておるわけでございまして、その意味合いを子細に検討いたしますと、確かに我が国は形としては全土を開放するというふうになつておるわけではございまして、現実にはアメリカの弁護士が我が国に入つてまいりました場合に、全開津々浦々に参入するということがなされて、東京とか大阪とか横浜とかといったような大都市に参入するであろうということが予想されるわけでございまして。さらに、今度は我が国の弁護士がアメリカに進出する場合はどうかというふうに考えました場合、アメリカ五十州、属地を入れましたも五十二、三になるわけでございまして、そういうところ津々浦々に日本の弁護士が行かれますというところではないわけでございまして、やはり日本の弁護士としては関心のある州であらうと思つておるわけでございまして。

て実質的に均衡がとれておるというふうなことを、これを実質的な相互主義は確保されているという意味合いとしてとらえておられるのではないだろうかというふうに考えておるわけでございまして。そうだといたしますと、ちなみに先ほど申しました日弁連の臨時総会の提案理由で指摘されております州、つまりニューヨーク、カリフォルニア、ハワイ、ミシガン、ワシントン、この五州が開いた場合のことを考えますと、これは我が国と経済的あるいは社会的、文化的に非常に関係の深い州でございまして。さらに私どもが持つております我が国の企業の進出数ということから見ますと、現在約五百社各州に進出してゐると言われておりますけれども、この五州には約千余り、つまりパーセントにしますと約六六%の企業がこの五州に出でるということになるわけでございまして。さらに米国に進出してあります銀行の支店あるいは事務所の数は全部で八十から九であるというふうに私どもの持つております統計ではわかるのでございまして、その中で今の五州に進出してありますのは約五十店、五六%ということになるわけでございまして。

つまり我が国の進出企業あるいは我が国の進出している銀行等のことを一つの象徴的なデータとして考えますれば、これらの五州が我が国の弁護士の進出する需要と申しますか、法律サービスのニーズと申しますか、そういったものがやはり集中している地域ではないだろうかというふうに考えるわけでございまして。そして、これらの五州の弁護士数全体を見ますと、アメリカの全弁護士数の約三割がこの五州に集中しておるわけでございまして。そういう意味では、やはり米国内における渉外的な法律事務といったものが集中していることが予想される地域でもあるわけでございまして。したがって、このような五州が我が国の弁護士を受け入れるならば、実質的にはかなりの程度日米間の均衡が図られることになるのではないだろうかというふうに私は考えておるわけでございまして、私どもとしましては、先ほど来申し

ますように当面この五州の開放、つまりあと二州の開放に向けて最大限の努力をしておるというところでございます。

ただ、もちろん弁護士会内の意見としては、これ以外の州につきましても関心があるというふうな言つておるわけでございまして、私も、そういう他の州も含めましてできるだけ多くの州が開放するようにということをアメリカ政府に要求をしておりますし、その努力は今後も継続してまいりつてございしますが、いかにいたしまして相手国の裁判所が決定をしなければならぬ問題でございまして、今ここで何州があかぬればどうかとか、何州があいたらやるとかというふうなことを申し上げることはできないということでは、先ほど中村委員に申し上げたとおりでございます。

○岡本委員 相互主義ですから、そこで省令なんかで具体的にどの州、どの州、どの州が開放しないとか我が国も受け入れないというふうなことをちゃんと明記をしておかなければならぬと思つたのです。というのは、この法案の附則の第一項に、この法律は公布の日から起算して二年以内の政令で定める日、こういうことになっておりますね。二年間できないということになりますれば、結局この法律は動かぬことになってしまいます。大体二年たつたらできるだろうということですが、でも、今あなたのお話もあつたように、裁判所あるいはまた向こうの受け入れがどういう状態によつてできないかわからない。したがって、この二年以内というのを、この法律は政令の定める日から施行するということにしておけば、向こうが開放したときにこれを入れればいいわけですから、この点いかがですか。

○井嶋政府委員 まず、どの州が開かなければ施行しないということを省令に明記すべしというふうな御意見でございましたけれども、これは先ほど来申し上げる通りに、法律的にはアメリカ連邦の場合には州単位の相互主義をとらざるを得ないわけではございまして、そういった意味で具

体的に州名を挙げて何州がなければだめだということなることを法律論として省令に書き上げることが不可能でございます。むしろ書き上げるといいますれば、例えば五州と日本との相互主義という話になるわけでございます。それはもう不可能なことでございます。

それから、アメリカの残りの二州の予測、さらにそれに続く状況がどうなっているかというようなこともあるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたようにカリフォルニアとハワイにつきましてはもう近い将来、私は恐らく本年中あるいは夏までにはいいのかもしれないけれども、あくのではないかという感觸を得ておりますので、そう長い、二年もかかるという問題ではないというふうに現時点では考えております。ただ、あくまで私はここで確定的に申し上げることができないというところは先ほど申し上げたとおりでございます。

○岡本委員 ということは、新しく開放するところ、そういう感觸は得ておられるけれども、向こうの州に確かめてどうあるいはまだ裁判所のはっきりした答えも出ていない。今は、二年以内に必ず出るといふ確信のような状態であります。そうすると、二年までにできないということになります。したら、この法律は三州だけであつて、あとの二州は實際的に開放しない、こういうふうに考えていいのですか。

○井嶋政府委員 先ほど来申し上げておりますことは、できるだけ多くの州をあけるために努力を継続すると言つておるわけでございます。現在の三州で結構だという立場ではないわけでございます。したがって、近い将来において五州、さらにそれがもっとふえていく、特にこの法案ができました場合にこれがインパクトになってアメリカ各州が開くのではないかとことも予想されるわけでございます。そういうことも多分の事情を今後見ながら、私たちは三州以上にもっと多くの州が開くように努力をしていきたいということをお願いしております。

ただ、一つつけ加えさせていただきますが、この法律の施行というのはアメリカ連邦のみを対象とするわけではございませんで、全世界を対象としておるわけでありまして、今、先ほど来申し上げておりますようにECの諸国もこの受け入れ制度を見守つておるわけでございます。したがって、私も先ほど申しましたような国内的な整備がすべて整つた段階において、アメリカの開放状況をそれから他の各外国の要望状況、そういったものを十分に把握をして、その上で日弁連とも協議をした上で正式に施行日を定める政令を定めたいというふうに考えておるわけでございます。アメリカのみを対象として施行云々を議論するということとは、この場合には不十分と申しましか不適切ではないだろうかというふうに思つておるわけでございます。

○岡本委員 そうすれば、この二年以内に政令で定める日というのはますます非常に難しくなってくるのではないですか。今だけでも、アメリカのあとの二州だけでもこうだし、今度ECからヨーロッパ、これは後でも少し議論しますけれども西ドイツ、ますます期日を二年以内と限定しておきますとできない場合もあるのじゃないでしょうか。したがって、私が提案したように、この期日は政令の定める日から施行するということにしておけば、向こうの事情に合わせてちゃんとできるわけでしょう。その方が法務省はやりやすいのじゃないでしょうか。そうでなければわずかなところで相互主義と言われましても、これは最初の弁護士会の話があつたと思うのですけれども、本當のわすかであればこれは本當の相互主義ではないということですから、今そういうことでヨーロッパの方のお話もなさつたと思ひますけれども、それであればこの期日についても一度再考されたらいかがでしょうか。

○井嶋政府委員 施行期日の定め方につきましては、御指摘のような立法例が昔あつたということには承知いたしておりますけれども、やはり国会という立法府で御審議される法案がその施行がい

になるかということとを全く政府のフリーハンドにゆだねておくということは立法府の意思を考えました場合相当地でない、こういうことから、最近の立法例ではほとんどの場合政令で定める日から施行するという裸の形ではなくて、必ずその限度年を書き入れるというのが通例でございます。今回私も採用いたしましたこの附則の考え方もそういうことでございます。

ただこれを二年といつたしたのは、先ほど来申しましたような国内的な整備の状況、国際的調整の状況あるいは先ほど来議論になつておるような外国の事情といったようなものを総合判断して政府として政府の責任において政令で定めたいということを考えておるわけでございますが、その限度として最大限を二年としたわけでございます。しかし現時点ではこの制度は、従来の経緯もございまして、また今日の国際経済の状況、国際的法律事務の需要の問題あるいはその適正化を一刻も早く進めたいというような事情、そういったものを総合して考えますと、私はこの制度はできるだけ早く開くべきであるというふうに考えておるわけでございます。国内の整備もそれなりに急いでやらなければならぬというふうに考えております。そういう意味で、私もどなたかしましてはできるだけ早い四月一日に施行できるといふことになればいいなというふうに、それを一応の目途として今後作業を進めたいというふうに政府としては考えておるわけでございます。

○岡本委員 日弁連の意見はどうであつたか。要するにこの外国弁護士法に関する会則を日弁連で制定しなければならぬだろうと思ふのです。これはまた各単位会の検討が必要であるということになりますと、今まで見ておると弁護士会というのは何でもなかなかまとまらぬところなんです。少なくともこれに二年ぐらいかかるのではないだろうか。来年の四月一日といつたらもう一年しかないわけですよ。法務省の方はそういう考えかもしれないが、現実には今度これを受け入れてやろうと

いう日弁連の会則、特に懲戒の問題、いろいろなものがあるわけですから。この点は今こで言つてもあれですからもう一遍検討しておいていただく、まだ何回か委員会をやりますから、そのときに参考人の意見も聞いて進めたいと思ひます。次に、今度の法律は法務大臣が資格を与える、すなわち承認をするに於いての基準、これは法律上の資格であつて、数の制限ないし必要考慮はしていないというようなお話でございましたね。ところが、私の方の調べによりますと、西ドイツは法律相談法において必要充足の可能性によつて許可をしてゐる。また、イギリスは入国審査によつて自国民の雇用関係に支障がないかを慎重に考える。香港は法曹協会の勧告ですね。シンガポールは外国人弁護士が取り扱つてゐる事件に対して法務長官に定期的に報告しなければならぬ。特に、私も行きましたけれども、オーストラリアは入国管理法で厳しく運用されてゐる。そういうことになりますと、向こうは雇用のあれで制限する、日本は野放し、これは本當の相互主義じゃないでしょうか。いかがですか。

○但木説明員 法務大臣が外国法事務弁護士となる資格を承認する基準については、本法案の第十条第二項において、「法務大臣は、承認申請者が前項各号に掲げる基準に適合するものである場合において、弁護士となる資格を有する者に対し同項第一号の外国においてこの法律による取扱いと實質的に同等な取扱いが行われているときでなければ、承認をすることができない。」と定められております。したがって、仮に我が国の弁護士が特定の外国にその国の外国弁護士として受け入れを申請し、それが労働需要等の理由によつて拒絶された場合には、むしろ「この法律による取扱いと實質的に同等な取扱い」が行われていないという判断をする場合もあるのではないかと考えております。したがって、ここで言う相互主義は、単に制度的な問題だけを意味しているわけではなくて、むしろ運用面を含めて實質的に同等な取扱いがなされてゐるかどうかを勘案した

上で運用すべきものと考えております。

○岡本委員 そうしますと、先ほどあなたが中村委員に答弁したように、需要考慮は入れていない。ただ資格だけを審査するのだというのではなくして、相手の国が需要考慮をすれば日本も需要考慮をする、こう解しているわけですか。

○但木説明員 私が申ししたのは、諸外国において需要を理由にいたしました我が国の弁護士を受け入れを拒絶した場合には、本法案の十条二項の規定による「実質的に同等な取扱」が行われているとは認められないということで相互主義の要件を満たさないという認定をする場合があるというのを申し上げたわけでありまして、我が国において、個々の承認において我が国の需要という面からその申請を拒否したりすることは本法上は定められていないということを申し上げたわけでございます。

○岡本委員 その点がおかしいのですよ。向こうの方はちゃんと需要を考慮して受け入れる、いや拒否する、我が国は需要考慮はしないと言う。向こうは需要考慮をしておる、日本は需要考慮をしない。しかし、それをやったからこつちもやろうというのの語がちょっとおかしいと思うのです。が、向こうが需要考慮をして受け入れを断つた場合は、日本も同じように需要を考慮して断ることが出来る、この二項はこういうことですか。

○但木説明員 そこで考慮されるべきは、相手方が我が国の弁護士を受け入れないという実態面に着目いたしまして、相手国が我が国の弁護士を実際には受け入れないということであれば、「この法律による取扱」と実質的に同等な取扱」が行われていないということ、当該外国の弁護士を我が国で受け入れないことがありますということを申し上げたわけでございます。

○岡本委員 そうすると、その理由は、ただ相手国が受け入れないから日本も受け入れませんよ、開放しませんよ、理由は何ですかと言われたときは、理由はあります、こうなるのですか。そうでなくして、あなたの方が需要考慮しているのだ

から日本も同じようにするのであるということなのか。この点をはつきりしてください。

○但木説明員 仮に委員御指摘のような考え方をとった場合には、相手方において需要を理由にして拒否した場合、今度は我が国において我が国の需要を考慮いたしまして、我が国の需要が仮にあった場合にはこの申請を我が国では承認しなければならぬということになるかと思ひます。

しかし、私が申し上げたのはそうではありません。まして、相手国が我が国の弁護士を実質的に受け入れないという事に出た場合には、我が国もこの十条二項によりまして「実質的に同等な取扱」が行われていないという認定に立つて、その理由だけで拒絶いたしますと言ふことがあるということをお願いしているわけでございます。

○岡本委員 どうもその点、あなたの話はくるつと変わってしまうのです。今、私が西ドイツ、イギリスあるいはベルギーの例を引きました、特にイギリスの入国審査に当たっては自国民の雇用関係に支障がないかを慎重に考慮している、そして受け入れないということになれば、我が国も同じように雇用関係という理由で法務大臣は許可を与えないのか、この点を言っているのです。が、どうもあなたは、向こうが受け入れぬからこつちも受け入れられませんか、理由は何かと言われたときには理由はございせん、こうなるのですか。この点はいかがですか。

○但木説明員 理由は明確でありまして、相手国において我が国の弁護士を受け入れないというところがこの法案の十条二項に定めます「この法律による取扱」と実質的に同等な取扱」が行われていないということになる、つまり理由はそこにあるわけでございます。

ただし、諸外国が労働需要という点で外国弁護士を受け入れの基準にしているのに対して、我が国におきましては、弁護士の職務内容というものを勘案し、外国法事務弁護士が弁護士と同質性を有するということから、「適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及

び財産的基礎を有すること」の承認の基準に据えておるわけでありまして、諸外国の観点と我が国の観点は異なる。すなわち、諸外国においては経済問題として需要というのを考慮しているのかと思ひますが、我が国においては、むしろ外国法事務弁護士の職務ということから考えれば適正かつ確実に職務を遂行できるような諸条件がきちつとそろっている必要があるというような観点から承認の基準にいたしておるわけでございます。

○岡本委員 恐らく西ドイツにしたってイギリスにしたってベルギーにしたって、日本と同じように「誠実に職務を遂行する意思」、いろいろ書いてありますね、「住居及び財産的基礎」「依頼者に与えた損害を賠償する能力」こういうのはあつても、雇用的に向こうがあなたにだめだ、こういうことになれば、日本も同じようにそういう受け入れないところに対して、雇用という面ではその点平等じゃないでしょうか。もう一遍お聞きしておきます。

○井嶋政府委員 先ほど来御説明申し上げておりますように、例えば今御指摘のような取り扱いが西ドイツで行われたといたしますれば、それは十条二項の要件、つまり相互主義の要件に欠けるといふ判断に立つて拒否をするわけでございます。相互主義の考え方というのは、資格をお互いに認め合うかどうかという点に求めている、つまり我が国の制度と同様の法律サービスを提供すること、を当該国が認めるかどうかという観点に相互主義の実質があるわけでございます。言いかえしますれば、西ドイツでどういう理由によるにせよ拒否をしたということであれば、我が国のこの法案に言う相互主義の要件に欠けるという理由で拒否をするということをお願いしておるわけでございます。

○岡本委員 これはまた次の機会にもう一遍詰めましょう。次は、先ほど我が国の弁護士と諸外国の弁護士が同質性のものである、同質と盛んにおっしゃ

っているのですけれども、一つ例をとりますと、イギリスのバリスター、法廷弁護士と、それからソリシター、事務弁護士、こういうように資格が分けられておるわけです。日本はもう全部兼ね備えておるわけですね。これが同格なんではないか。いかがですか。

○井嶋政府委員 今イギリスのバリスターとソリシターという御指摘がございましたけれども、一応バリスターは法廷弁護士、ソリシターは事務弁護士というように訳になっておるわけでございます。が、これは弁護士としては同根でございます。まして、ソリシターは一定の範囲で法廷事務を取り扱えるわけでございます、そういう意味で、二元主義をとっておりますけれども、実質的には我が国の弁護士と同質であるというふうに考えております。

○岡本委員 法務省がそう言つて頑張るのなら仕方ないから、次に行きましょう。そこで、先ほど中村委員からも話がありましたように、弁護士の資格試験、そして人数です。今、今度のこの外国弁護士士の資格を取れると、これはあなたの方がよく知っているかわからぬけれども、昭和三十五年には二十五万人にすぎなかったが、五十五年には五十三万五千人、五十八年には六十二万二千人、来年には七十五万人に達する見込みであろう、こんなにたくさんの方の弁護士がいるわけですね。そして、外国人弁護士として受け入れを決めたときにどんどん申し込んできた、こういうことになったら、資格はもうアメリカの法律によつて決まっておりますからということによつて認定をし、受け入れるということになります。司法試験の合格率、これも資料がありますけれどもこれはさけておきまして、日本の法曹界に大きな混乱が起るのではないか、こう思うのです。が、この点については法務省はどう見ておりますか。

○井嶋政府委員 御指摘のように現在アメリカの

弁護士は約六十五万人いるというふうになられておるわけですが、アメリカの弁護士は日本の弁護士と違ひまして非常に活動範囲が広いといふ。日本におけるいわゆる弁護士の周辺業務、税理士とか弁理士といったような周辺業務も含めまして弁護士の業務にされておられます。さらに政府関係あるいは州の公的な職務につく者も弁護士資格者であるというふうなことで、そのすべての者がいわゆる日本の弁護士と同じような法律事務を取り扱っているわけではなくて、登録されている総数は多いけれども、実質はそれほど、そんなに数には至らないというふうになられております。しかし、いづれにいたしましても、我が国の弁護士と比較いたしまして非常に多いといふことは御指摘のとおりでございます。

しかし、そういった数の比較だけでもつてそれが我が国に一致に押し寄せてくるかと申しますと、我が国に外国法事務弁護士として進出いたしますには、それなりの要件がございます。法務大臣の承認を得なければなりませんという要件もございまして、さらに日弁連の登録をクリアしなければならぬという要件もございまして、さらに、そういった法的な要件以外に、実質に着目いたしますれば、やはり日本における住居の設定、事務所の開設あるいは事務所職員の採用さらには若し弁護士の雇用といったようなことを考えますと相当なコストを要する話でございます。私どもはとも予測がつきませんけれども、相当の資金、資本を持たなければ進出してこれないという実情にあるというふうになられます。そういったことで、現在の確に何人くらい来るだろうかという予測はできませんけれども、やはりそれぞれそういった条件を満たす人たちのみが入るというふうなことで、それなりの数におさまるのではないかと考えております。現にアメリカの弁護士がヨーロッパあたりへ進出しておられますけれども、国によつては違ひますが、せいぜい百名内外というふうなことで

でございます。したがって、御指摘のような数の比較だけでもつて危機感を持つというふうなことは今のところ考えておりません。

○岡本委員 あなたが考えてないだけでしてね。だから私は、これだけたくさんいる人数もおろし、また向こうもいろいろと条件を整えてきた場合、やはり法務大臣が許可する、承認をする資格については厳しく法律で規制しておかなければならぬと思うのです。ちょうどアメリカの貿易摩擦もそうでしょう。この間中曾根さんが行って、日本はもつと五百億ドルの赤字をなくすようにしますなどと言ったけれども、そんなことはできないのではないのです。レーガンも余り期待はしていないやうでしたけれども、だから、どういふ事態が起るかわからない。また訴訟が起るということもある。あるいはまた貿易摩擦のようにアメリカの圧力が出てくるかもしれない。このときに制限するといふところのきつとしたもの、例えば需要考慮も入れるというふうなこともきつとしたものがないと私は混乱が起るのではないかと、このやうに思ふわけです。今、法務省の考え方では、そんなに来ませんよ、百名か二百名くらいでしょうというやうな簡単な考え方でありまして、その点は一とつもう一遍、法改正も含めて検討していただきたい。そうしないと、仮に圧倒的な外国法事務弁護士が弁護士会、日弁連に入会してきた場合、会則を改廃する権利を外国法事務弁護士が持つということになった場合には根本的に日本の弁護士会の規則が改廃されてしまふ、そして運営に大きな支障が出る可能性もあるわけですね。したがって、今あなたの答弁のやうに、まあ今までのを見ますと百名そこそこでしょうというやうな簡単な考え方では困ると思ひます。これについて、あなたもどう思ひますか、これはどうして必要考慮となるのか、この制限になるだろうと思ひますが、この問題をどこで縛るか、入管でやるかあるいはまたどこでやるかという点について再考をしていただきたいと思います。きょうは時間がありませんから、これもひとつ後で御返事をいただきます。

次に、聞くところによると、アメリカの州の弁護士が、例えばニューヨーク州、ミシガン州の弁護士がアメリカ全州の法律を取り扱うことができようという要求をしているらしいですね。こういうことが起こった場合、開放した州が、今度は米国の他州の法律も扱うことができるということ、これは、実質的な相互主義になるのではないかと、この点もひとつ考えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○但木説明員 本法案におきましては、その第二条の第二号で「外国（法務省令で定める連邦国家にあつては、その連邦国家の州、属地その他の構成単位で法務省令で定めるものをいう。）となつております。アメリカ合衆国連邦のやうに弁護士制度が各州の権限に属しているやうな連邦国家につきましては、各州が独立の外国として本法案は取り扱われるわけでございます。したがって、アメリカ合衆国の一つの州が一つの外国となるわけでございますので、他州法は原則として外国法に該当するということにならうかと思ひます。外国法でございますので、無条件にこれを取り扱ふということとは本法案上できないわけでございます。したがって、仮に他州法を取り扱うことができるやうにいたしますれば、それは本法案の第十六条による法務大臣による特定外国法の指定を受けたときのみでございます。それが例えばニューヨーク州の弁護士がネバダ州の州法につきまして指定を受けましてこれを取り扱うことができるやうになつたといひましたとしても、これと相互主義、いわゆる資格を互いに承認し合うというやうな制度とは別問題であると思ひます。

○岡本委員 相互主義をとっている、開放した州以外の州から、アメリカ全部でできるようになつたということでは申し込んで日本でもできるだろうという話では、日本に開放している州以外は日本は受け入れないのだ、アメリカ全部できても、これははつきりしているわけですね。

○但木説明員 そのとおりでございます。

○岡本委員 それから、外国の弁護士の組織に登録せずに企業法務関係の社員として五年以上経過した、実務をやつていた、こういう人もこの外国法事務弁護士の基準の中に入るのかどうか、これをひとつ確かめておきたい。

○但木説明員 各国は、それぞれ独自の歴史的背景に基づきまして独自の弁護士制度を形成しております。我が国におきましては、企業に雇用されて、そこで弁護士として活動するといふのは原則としてございません。わずかの例外で、弁護士会の許可を受けて企業に雇用されている弁護士もおりますけれども、それはいわゆる弁護士活動といふやうなことで見るわけにはまいらぬものであると思ひます。しかしながら、諸外国におきましては必ずしも日本と同じやうな制度をとっているわけではございません。まさにローファームと同じやうな活動を企業内のリーガルセクションでやつていられる国もあるわけでございます。それが弁護士としての実務経験として算定すべきものであるかどうかというのは、その国における弁護士実務としてその国において認められているかどうかというやうなことから定まるべき問題であらうかと思ひます。

○岡本委員 そうしますと、その国で認められておれば、もう今度の外弁法は適用する、このやうなわけですね。

○但木説明員 その国における実務経験と云えるかという点については、御指摘のとおり、その国において弁護士の実務経験として見られるかどうかという点で決まらうかと思ひます。

○岡本委員 そうすると、その国で弁護士として認められておればこの外弁法の対象にはなる、このやうなことでいいですね。

次に、先ほどから部長が、日弁連と協議した、日弁連の意見を尊重したと盛んにおっしゃつておりましたので、第十条の三項、第十六条の二項、ここに日弁連の意見を聴かなければならない、この規定がございますね。この「意見を聴かなければならない」といふのは、意見を尊重する、この

ということなんでしょうか。これはいかがですか。

○井嶋政府委員 この法案の制度におきましては、御案内のとおり日弁連がこの外国法事務弁護士の指導、連絡及び監督を行うわけでございます。そして、外国法事務弁護士の資格の得喪あるいはその取り扱える職務の範囲等に関する指定、これは法務大臣が行うわけでございますけれども、そういった中身と日弁連が行います指導、連絡、監督とは密接な関係を有しておるわけでございます。そして、日弁連は法務大臣によって資格を付与された者の登録事務を行いますし、さらに法務大臣によって指定法の指定を受けますと、その登録名簿に指定法の付記を行うという機関とされておるわけでございます。したがって、法務省、法務大臣の行います事務と日弁連の行います事務とが相互に有機的に関連し合うわけでございますので、それを円滑かつ適正に運用する必要があります。それから、法務大臣が行うこととされております資格の承認、あるいはこの指定法の指定といった制度の運用につきましても、また日弁連は日弁連として独自の調査と申しますか、独自の立場で情報を収集し、それを把握しておられる面もあるわけでございます。

したがって、こういった二つに分けられております事務を有機的かつ円滑に運用するためにここに日弁連の意見を聴くという制度を持ち込んだわけでございまして、これは現在の準会員の制度、つまり旧七条の制度におきましても同じように最高裁の承認について日弁連の意見を聴くという制度が定められておったのと同じ趣旨でございます。したがって、私も、これは有機的かつ円滑に行うことを目的とするという意味におきまして、日弁連の意見はそれなりに十分尊重するという考えでございます。

○岡本委員 そうしますと、この十条の三項は、日本弁護士連合会の意見を聴かなければならないし、意見を尊重しなければならぬ、こういうふうにならなければならぬのではないでしようか。先ほどからたびたび日弁連の意見を尊重する

ということをおっしゃっていただけですから、ここに明記するのが普通じゃないでしょうか。

○井嶋政府委員 意見を尊重するというような形の立法があるのかどうか私は必ずしも詳細に存じませんが、先ほど申しましたように旧七条の規定の際に最高裁判所が日弁連の意見を聴くという規定を設けておったと同じ内容の規定でございます。そして、その趣旨をいたしますところは先ほど申したような趣旨でございます。あえて法文上、尊重という言葉を用いたとしても、その趣旨は十分わかるはずでございます。

○岡本委員 いろいろな法律の中にはちゃんと尊重というのが入っていますよ。これもペンディングにしておきます。

時間が余りありませんから、最後に、外国法事務弁護士の、弁護士を雇用してはならぬ、また共同経営をしてはならぬ、こういうのが四十九条にあるけれども、どういふことを想定しておるのか。例えば同じ事務所で共同事務所が禁止されておるのか、また経費も共同で持つということになるのか、これは共同経営になるとか、中のことはなかなかわからない。ただ、雇用するところのタ

イピストあるいは受付、あるいは電気代、家賃、こういうものをどうするか。この共同経営の禁止と雇用について一週詳しくお聞かせを願いたい。

○但木説明員 外国法事務弁護士と我が国の弁護士との関係につきましては、委員御指摘のとおり本法案の第四十九条で定めております。

まず、その第一項におきましては「外国法事務弁護士は、弁護士を雇用してはならない」と規定されております。したがって、外国法事務弁護士は、弁護士を雇用して日本法に関する法律事務を行うことを禁止されるわけでございます。

第二項におきましては、外国法事務弁護士は、組

では、商法上の匿名組合契約に類似した契約によりまして外国法事務弁護士が資金を提供し、我が国の弁護士が法律事務を行って得た報酬をその投資者である外国法事務弁護士に対して支払うというような形での外国法事務弁護士と我が国の弁護士との関係を禁止しているところであります。

○岡本委員 時間がありませんから、それで、こういった一つ一つの事務所の問題あるいはまた事業活動については日弁連が懲戒権限を持っています。これはわかりませんが、日弁連ではそんな細かいことはわからぬわけですね。わかるのは各単位の

日弁連だけに与えている、この点はどうもちょっと腑に落ちないのですが、この点についてひとつお聞きしたい。

○但木説明員 委員御指摘のように、今回の外国法事務弁護士に対する懲戒手続につきましては、本法案の第五十三条で定めているところであります。この法案の中身は、日弁連が二月六日に決定いたしました制度要綱に基づいて作成したものでございます。

外国法事務弁護士に対する監督権をどのように行使するかというのには極めて弁護士自治に深いかわり合いがあるところでありまして、この点につきましても日弁連の意見を最大限尊重すべき分野であろうと我々は考えておったわけでござい

ます。この点につきましては日弁連内において十分な討議がなされ、民主的な手続によって日弁連に懲戒権を帰属させるという決定があったと私たちは承知しております。その日弁連の御決定に基づいて本法案は作成されているものであり、当然日弁連あるいは弁護士会においてはこのような制度をとることを前提に十分な監督権の行使ができるという御判断であったと我々は考えております

し、日弁連がそのような決定をしたことにつきま

単位で懲戒をやっていますね。ところが、この外弁法によると、日弁連に全部帰属している、しかも、そんな遠い東京でやるといふのはとても、個々の小さな問題についてあるいはまた実態についてはなかなかわかりにくいだろうと思うのです。これもまた二十二日に再質問をしようと思

お聞きいたしますけれども、きょうはこれで、時間が参りましたので終わります。大変どうもありがとうございました。

○太田委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時三十分再開

○福家委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。横手文雄君。

○横手委員 私は弁護士問題につきましてはいわば素人でございまして、質問の中であるいは的外れの点があるかも知れませんが、お許しをいただきたいと存じます。なお、私の質問の中身については、法務委員会の調査室でまとめていただきました外国弁護士制度に関する資料等を参考にさせてもらったわけでございまして、以下順次御質問を申し上げます。

まずは我が国における外国弁護士制度の経緯と内容についてであります。

旧弁護士法、昭和八年制定の中にも外国弁護士制度は規定をされておりましたと聞いておりますけれども、その概略と実態はどんなものであったのでございましょうか。

○井嶋政府委員 ただいま御指摘のように、旧弁護士法は昭和八年制定でございますが、この中に六条という規定がございまして外国弁護士制度を設けておりました。これはその前にございました旧々弁護士法、これは明治二十六年に制定されたものでございまして、そこでは外国弁護士制度というものはなかったわけでございます。

まず、この旧々弁護士法時代は、弁護士の職務は裁判所における職務に限定をされておりました。裁判所事務以外の法律事務につきましては必ずしも弁護士独占ということにはなっておらなかったという経緯がございます。ところが、昭和八年、旧弁護士法を制定いたしました際に弁護士の職務を拡大いたしました。法廷活動のみならずその他の法律事務一般を弁護士の独占ということにしたということ。それから旧弁護士法では一般人に開放されておりました、言うなれば非弁護士活動と申します。弁護士でない者たちの活動といったものの取り締まり規定を設けて、弁護士に独占させることとなった法廷事務あるいはそれ以外の法律事務を弁護士資格のない者が取り扱ってはならないという制度を設けたわけでございます。

ところで、旧々弁護士法時代にはそういう法制でございましたので、東京とか大阪あるいは横浜というところに古くからおりました外国弁護士が旧々弁護士法のもとでは活動していたわけでありますけれども、昭和八年の旧弁護士法をつくります際にこれを除外するわけにはいかないということから、昭和八年の旧弁護士法ではこの規定を六条に設けたと言われているわけでございます。

この六条の規定によりますと、相互の保証があるときに限り、司法大臣が認可をいたしますと、この外国の弁護士資格を持てている人たちが外国人または外国法に關して法律事務を取り扱うことができるという規定になったわけでございまして、これに基づきまして外国人に關する法律サービスあるいは外国人に限らず日本人も含めた依頼者に対する外国法に關するサービスといったものが外国弁護士によって行われるというような実態があったわけでございます。ただ、古いことでございますので、その当時何人司法大臣の認可を受けたかというような統計まではよくわかりませんが、けれども、それほど多数の人がいたということではないというふう聞いております。

〔委員長退席、村上委員長代理着席〕
○横手委員 それでは、そういった歴史的な背景

を受けながら昭和二十四年に現行の弁護士法が制定をされ、旧法は全面的に見直しをされたことと承知をいたしておりますが、このとき現行法の中にもやはり第七條に外國弁護士に關する規定があつたと聞いておりますが、その概略と今回の法案との違いについて御説明いただきたいと思ひます。

○井嶋政府委員 旧弁護士法が昭和二十四年に全面改正をされたわけでございまして、これは新憲法の秩序のもとで司法制度が全般に変わりましたことを受けました改正でございまして、一番大きな要素としていわゆる弁護士自治というものが確立されたのがこのときからでございます。この現行弁護士法の七條に、御指摘のように外國弁護士が日本に於いて法律事務を取り扱うことができるという規定が引き続き盛られたわけでございまして、これは旧弁護士法時代のそういった名残もございまして、駐留軍關係のいろいろな法律事務といたつたようなものを処理する、あるいは極東裁判といたつたような事務を處理するというような形で外國の弁護士がこの戰後に日本に多數入つてきたという事情がございまして、そういった占領下の中での新法を制定するに際しまして、やはりそういった外國弁護士の制度が從來あつたということと、そしてその戰後の特殊な事情下で外國弁護士が必要があつたというやうなことが踏まえられて七條の規定が設けられたわけでございまして、この七條は、旧弁護士法の六條と違ひまして二つの類型の外國弁護士の制度をつつたわけでございまして、一つの類型は、外國法のみならず日本法についても知識のある外國弁護士につきましては、選考を経て、最高裁判所の承認によりまして日本の弁護士と変わらない職務行為ができるということでございまして、それから、第二項の外國弁護士資格者というものは、これは外國法に關する知識があるというところで、外國人または外國法に關する法律事務を取り扱うことができる。そして、それやはり試験、選考によつて最高裁判所が承認をするという形でございまして、旧弁護士

法六條と同じ形が現行弁護士法の二項の形に受け継がれたことと承知をいたしております。

當時、この規定に基づきまして最高裁判所の承認を得た外國弁護士資格者は、昭和三十年までに一項の資格者が二名、二項の資格者が七十五名といたつたわけでございまして、これらの人たちが日弁連あるいは弁護士会の準會員という形で弁護士会に参加いたしました弁護士活動をしておつたというところでございまして、ところが、三十年にこの七條が改正をされまして、廢止になっております。

今回の法案との違ひという御質問でございまして、今回の法案は、昭和二十四年當時と制度の必要と申しますか目的と申しますか、その辺は全く変わつておりました、當時の占領下の事情といたつたやうなことでなく、むしろ今日の必要と性、つまり現在のやうな社會經濟情勢の進展、國際化といたつたものに對應いたしまして國際的な法律事務が増大をする、それに適切に對處するためには弁護士の國際交流を圖るというやうな新しい視野、將來に向かつての観点からこの制度が設けられるに至つたわけでございまして、職務の本身といたしましては、今回の法案では原則として外國弁護士の資格者の原資格國法、つまり自分が資格を取得した國の法律に限つて法律業務が行へる、裁判所での法廷活動などは一切認めないというやうな意味で、職務活動の本身は旧七條とは大きく異なつております。

それから、旧七條の準會員は、先ほど申しましたやうに最高裁判所の承認を受け最高裁判所の監督に服しておるわけでございすけれども、今回の法案によりまして外國法律事務弁護士は日弁連の指導監督のもとに入るといふことで、日弁連のメンバーといたしまして日本の弁護士と相携えて將來の國際化に向けて共同してサービスの向上を圖つていくという制度が構築されたといふことでございす。

○横手委員 その現行法の七條が昭和三十年に削除されたというお話でございすますが、これはなぜ削除されたのですか。

○井嶋政府委員 この七條は、先ほど申しましたやうに戰後の特殊な事情下においてでき上つたものでございす。ですから、そういった意味で、二十七年に獨立をいたしました日本國といたしましては獨立國にふさわしい改正をする必要があるといふことが一つ大きなファクターになつたといふふうになつております。

それからもう一つは、旧弁護士法、つまり先ほど御説明いたしました昭和八年の旧弁護士法では、弁護士となる資格は日本國籍の者に限ると定められていたわけでございす。そういったこともございまして、外國弁護士制度というものが六條であつたわけでございすけれども、この昭和二十四年の現行法におきましては、弁護士資格に國籍要件をかけないといふことになりまして、外國人であっても日本の司法試験に合格をするといつたやうな資格を取得いたしますと弁護士になれるという制度になつたわけでございす。そういった意味で、旧弁護士法の六條とは違ひまして、そういう規定を設けなくとも、本當に外國の弁護士が日本で活動したいと思へば日本の資格を取ればよいといふやうな考え方が一つございまして、それからもう一つは、當時、外國の弁護士を自國の弁護士制度の中に取り入れて活動させるというやうなことを積極的に制度として規定しておりました外國の例といふものがなかつたといふやうな事情、こういった三つの事情から、昭和三十年になりまして七條を削除するといふ改正が行われた、これは議員立法で行われたものでございす。

○横手委員 その七條の削除の理由といふこと、日本國籍のない者は弁護士の資格を与えないといふ世界の例もあつた、こういうことでございす。が、そうしますと、當時、三十年以前にこの法律に基づいて資格を取つておられた方、先ほど一種が二人、二種が何人かといふことでございす。たけれども、現在、外國籍を持つて日本で弁護士として活躍しておられる方は何人ぐらいおられますか。國別にわかりましたら、ひとつお願いをい

たしたいと思ひます。

○井嶋政府委員 先ほどちょっと申し落としましたけれども、昭和三十年にこの七条の規定を削除いたしました際に、当時、最高裁判所の承認を得て準会員として活動していた人たちが、累計者七十名になるわけですけれども、この方々の中で三十年に削除いたしました際に、引き続き経過措置といたしましてこの人たちは引き続き活動ができるという規定が設けられましたので、準会員として登録しておりました人たちは現在まで引き続き準会員として旧七条の規定による職務活動、業務活動が行えるということになっておるわけでございます。

現在残っておりますその準会員の数をちょっと参考にして申し上げますと、いわゆる一項準会員としまして日本法についてでもできるというこの準会員は、現在一人残っております。それから二項の準会員は現在十六名残っております。これは経過措置でございますが、いずれ将来に向かって消滅していくものというふうに考えられておるわけでございます。

ところで、御質問の点でございますが、現行法で日本国籍を要件としないということから、外国人も司法試験を受け、司法修習生になる道が開かれておるわけでございますけれども、昭和五十二年以来今日まで司法試験に通りまして司法修習生として採用されました方は累計九名に上っております。その国籍はすべて韓国人のたれでございます。これらの人たちは日本に帰化しておられる方もあります、韓国籍のまま活動しておられる方もございますが、ほとんどの方が弁護士になつておられるというふうに承知をいたしております。

○横手委員 そもそも外国弁護士がその国の法律事務、日本の法律ではない法律事務を行うことを我が国の法律が禁じているのか。その根拠となる規定と理由というふうなものはどういふことになっておりますか。

○井嶋政府委員 現行弁護士法の七十二条に非弁活動の禁止という規定がございます。弁護士資格のない者は法律事務を取り扱ってはならないという規定があるわけでございます。この規定の「法律事務」と申しますのは、日本法に関する法律事務のみならず外国法に関する法律事務も含むというふうな解釈をされております。したがって日本に資格的な外国の人たちが外国法に關して日本に弁護士業務を行うということとは、この規定によつて現行法上は禁止をされておることでございます。

ただ、先ほど申しましたように、準会員とかあるいは日本の資格を取つた外国籍の方は別でございますが、それ以外の一般的な日本で資格のない外国の弁護士は、現行法の七十二条によつて現在日本に事務所を開設し業務を行うことはできないというふうになっておるわけでございます。

○横手委員 先ほど述べられました昭和三十年以前に、現行法の七条が生きておるときに資格を持った者が今でもおられるということですが、その人はこの法律が制定されると何か身分的に変化が起こってくるのかというところはどうかですか。

○井嶋政府委員 先ほど申しましたように、七条を三十年に廃止いたしました以来、経過措置として準会員が現在十数名残っておりますわけでございます。この準会員の職務範囲というものは今度の外国法事務弁護士よりも広うございます。法廷活動も含めてできるわけでございます。そういう意味で、この準会員は今度の新しい外国法事務弁護士制度に準じておられない、つまり引き続き経過措置として認められておる職務を行つていくというところでございます。

○横手委員 次に、外国における弁護士制度と実情について若干お伺いを申し上げます。いま

先ほど来いろいろアメリカ等の例が示されて、我が国の弁護士制度との関連等について繰り返して質問がなされておるわけでございます。特に今

回の弁護士法の改正については、アクションプログラムというふうな中に総理がこの問題をうたわれて、以前から問題はおこりましたけれども、急にその速度が速まったというふうな理解をしておるわけでございますが、アメリカは連邦国家でございまして、弁護士の制度は州ごとに異なつておるといふことをお聞きいたしております。たとえばそれは建前は違つていてもいいのでしようが、合衆国でございまして州ごとに弁護士の認定基準等があるというところは聞いております。しかし、一つの国でございまして、それぞれの州に共通性というものが当然あるんだらうと思ひますし、そうなりますと他州における弁護士業務等について一体どうなつておるのだろうかというところがちよつとわからないのですが、どういう形で運営されておるのかわかりませんか。

○井嶋政府委員 アメリカ合衆国におきます弁護士資格の付与の制度は、委員御指摘のとおり各州単位になっておまして、連邦政府は一切その権限がないという定めになっております。それぞれの州の最高裁判所の規則等によりまして弁護士の資格付与の制度等がございましておるわけでございます。しかし、御指摘のようにアメリカはそういった観点から各州単位に定めておりますけれども、連邦国家としての法律の共通性と申しますか類似性と申しますか、そういったものは当然あるわけでございます。資格付与要件につきまして、若干の違いはございますけれども、押しなべて申し上げますと、ABAと申しまして、日弁連と同じようなものでございまして、ABAの認可しましたロースクールを卒業するということが受験資格となりまして、各州の司法試験委員会が行います司法試験に合格をします。そして各州の試験委員会が行います適性検査と申しますか、要するに弁護士としての適性を持つかどうかというふうな面からのチェックといったものをクリアいたしますと、当該州の裁判所の認可を受けまして弁護士業務ができるということになっておるわけでございます。そういった基本的な構造は各

州共通でございます。

それから、職務の關係でございますけれども、もちろんアメリカにおきましては法律は大きく分けますと連邦の法律と州の法律というふうに分かれるわけでございます。連邦憲法を初めとしたしました連邦法はもちろん各州に全部及ぶということになっておるわけでございます。それ以外に各州の特殊性と申しますか独自性と申しますか地域性と申しますか、そういったものを背景とした各州ごとの州法の立法もございまして、基本的に連邦の法律あるいはアメリカのほとんどの州をカバーしております判例法といったようなものが基本になって組み立てられておる法制度でございます。それから、そういった意味でアメリカの法制、特に法体系につきましても資格制度と同様の共通性がある程度あるということが言えようかと思ひます。

そこで、他州の法律についてどうしているのかというふうなお尋ねでございますけれども、アメリカの弁護士は他州の資格を持っておりますと法廷に出られないとかいったような一定の制限はございまして、共通しております法律全体を取り扱つて法律業務を日常行うということについては特段の制限はないというふうに承知をしております。

それから、資格制度との關係で申し上げますと、ある特定の州の司法試験に合格をします。その州の弁護士資格を取得して、例えば五年間その州の弁護士として実務の経験をするといたつたような場合合には、その資格をもつて他の州での試験を免除して他の州の弁護士となる資格を与えるというふうな、便宜的な措置と申しますか、相互性と申しますか、そういったものを制度として多くの州で採用されておることでございます。言うなれば州単位に資格というものが成り立つてはおりますけれども、州が各一つの国だというふうな非常に明確な形では峻別はされてないというふうな実態の国であるというふうに承知をいたしております。

○横手委員 よくわからぬのですけれども、最初に私はこれらの問題については素人でございますというところをお断りしましたので……

おっしゃる通りに、連邦法等に対する争いというものはたくさんあると思うのです。ところが、その争う事実については各州にいろいろなことが起こつてきておるのじゃないか、こういう気がするわけですが、連邦法なんかを争う場合には、特にその州の問題等も含んでいた場合には、弁護士が何人か出てきて法廷に立つ、こんなことになるのですか。

○但木説明員 連邦法が争いになっております場合には連邦の裁判所ということになると思ひます。これは州の裁判所と違ひまして、必ずしも他州の資格であれば出られないというようなものではなくて、一定の要件のもとにこれに参加するといふようなことができるわけですが、法廷活動はむしろそれぞれの州で資格を持っている人が法廷に出るといふのが原則になっております。

○横手委員 先ほどの説明の中で、アメリカもしかし共通性を持たせるようないろいろな工夫がなされておるのだという話があったわけですが、そういう方向といふものはさらに進んでいくということになるのか。今の各州ごとの弁護士制度といふものがこれからは、いろいろなところ、社会が進んでくれば州ごとの問題に限らない、各州にまたがる、したがってそれらの共通性を持たせるような一定の要件があるという説明でございますが、そういった方向といふものはやはりアメリカの中でもどんどん進んでいくのじゃないかという感じがしますが、どういふ動きになっておるのでしょうか。

○但木説明員 委員御指摘のように、アメリカ合衆国連邦の中では次第に統一の傾向が明らかになってきております。例えばユニホームローといふようなものがございまして、これはほぼ全国統一の法典を各州で成文化するといふような形でございます。形式上は各州の法律なのでござい

ますが、ほとんど連邦全州において内容が同じであるといふような法律もございまして。この傾向は非常に顕著でございまして、各種の法領域で統一化の動きがあると聞いております。

それから、弁護士資格の点でございまして、最近ではマルチステート・バー・エグザミネーション、いわゆる多州間における司法試験といふようなものがかなりたくさんある州で行われるようになっておりました。この多州間における司法試験と各州で行う試験との組み合わせといふようなことで実際に司法試験が行われている州がむしろ多数になってきております。したがって、各州間の弁護士同士の相互乗り入れといふことも、それらも恐らくさらに進んでいく傾向にあるといふふうに考えております。

○横手委員 そういふことで非常に速いスピードで進んでおるといふことになりまして、やがてアメリカにおいて、日本のように、アメリカの連邦政府が認知をした弁護士といふような、それに近いような弁護士制度といふのも早晩生まれてくるんじゃないかという感じはどうなんでしょうか。

○但木説明員 これはアメリカの司法制度の問題でございまして、私たちが何か将来を予測するといふことは非常に難しいかと思ひます。憲法上各州の権限に属せられておる事項でございまして、憲法上の問題もあるといふことで、そう一朝一夕に連邦政府が認定する弁護士といふようなものができ上るとは思われませんが、例えばアメリカの中では、日本の弁護士に相当いたしますパテントアトローニーについては既に連邦単位になっておりますし、将来弁護士は絶対にその方向をとらないとまでは断言できないといふふうに思ひます。

○横手委員 この法律は、相互主義をとるといふことで、アメリカは各州ごとに弁護士の制度があるから、アメリカで開いた州については日本も開きましよう、アメリカが開いておる州については相互ありません、こういう形になっておるわけ

あります。そうしますと、今おっしゃる通りに弁護士のようない弁護士、憲法問題までいけばそれは大変なことでしょうから、とりあえずそういうものを認めたような形で、この試験に受ければ大体アメリカの合衆国の全部の州で、法律も同じようなことになっておるといふ御説明でございまして、そういう扱いをされる弁護士が生まれてきたときに、相互主義といふことになってくると、アメリカからはみんな入ってくるけれども、日本からは開いておる州には入れない、こんな妙なことになるませんか。

○但木説明員 本法案におきましては、二条で、法務省令で定める連邦国家については、法務省令で定めるその連邦国家の構成単位との間で相互主義を適用することになっております。アメリカが仮に委員御指摘のように連邦単位で弁護士制度をつくるというふうな事態になりました場合には、当然、州単位をとっております法務省令をその段階で再検討して修正すべきことにならうかと思ひます。

○横手委員 連邦国で統一の弁護士資格といふのまでにはちよつと時間があるかも知れないといふことなんですね。しかし、各州ごとに共通性を持たせよう、そして法律も連邦法を各州ごとに強化していこう、これはかなりのスピードで進んでいきますよといふ説明があったもので、それから、そうなると弁護士資格といふのも、連邦国家の統一した資格といふことよりも、それに準じたようなものがやはり生まれてくるんじゃないか。そういう資格を持った人といふことになってくると、相互主義の中で何か日本だけが割を食うようなことになりませんか、こういう感じがするのです。そのときにはまた見直しますといふことで、そこら辺のところは、これは日米間でかなり交渉が行われて日本の国会に提出された法律でございまして、アメリカとの間にいろいろなやりとりが行われて成案を見たことだと思ひますが、そこら辺に対する日米間のこの法律が成案するまでのやりとりみたいなものはどんなものでござ

いましてか。

○但木説明員 外国弁護士受け入れ制度につきま

して、相互主義をとるかどうかといふことは早くから日米間で問題とされてきたところでありま

す。日本側は、特に日弁連の御意見では相互主義は当然であるといふ御主張であります。アメリカ側の主張は、相互主義といふようなものを受け入れ制度の中で設けるべきではないという主張が第一段階であつたわけでございます。しかしながら、本法案におきましては、外国弁護士を我が国に受け入れるということと同時に、我が国の弁護士が国際的な場にできるだけ広く立てるようになることになつたわけでございます。

本法案がまだ成立していないわけですが、けれども、日本側でそういう方向をとるといふことが明らかになつた後で、アメリカ合衆国内ではニューヨーク州一州であつたものがミシガン州が開き、またワシントンDCが開いたといふようなところから見ると、やはりその相互主義をとった効果はそれなりに期待できるものであるといふふうに考えております。

また、先ほど御指摘のようにアメリカ国内で法典の統一化が進んでいる、あるいはその資格の相互承認といふか共通性といふものが次第に生まれてきているといふことを申し上げたわけですが、ただこの法案におきましては、あくまでも当該州において五年間の実務経験を満たした者だけを受け入れる、それは相互主義の要件を満たした州の弁護士だけを受け入れるという制度になっておりますので、その法律の統一性といふことが直接に影響するとは思つておりません。

○横手委員 そうなりますと、先の話だろつとはおっしゃるのですが、アメリカが連邦国家として一つの制度をつくつて、各州の法律にかなり精通しておる、だからこの人はアメリカの弁護士だといふ制度が仮にできたら、その人は日本には来れないのですか。

○但木説明員 大変難しい仮定でございましての

いるかというお話でございます。これは私も必ずしも正確な数字を持っておりませんが、むしろ日弁連が一九八三年に欧州におきましてこの問題に関連して調査をされました際に得られた数値を御紹介申し上げますと、一九八三年現在で、ロンドンにはアメリカの弁護士が約百五十名進出をしておりますということでございます。さらにパリには、一九八二年末段階の数では八十八名行っておりますというふうなことでございます。もともとフランスでは、一九七一年に制度を改正いたしました以前にアメリカのファームが進出をしておりました時期でございます。その時期におりました弁護士が一九七一年の法改正の際に経過的に資格が認められたというものがございまして、そういった類型で、残っております弁護士数は必ずしも正確に把握をされておられませんけれども、そういったものを足しましても百名内外というふうなことだと言われているわけでございます。

それから、同じく日弁連の欧州調査報告でございますが、西ドイツにおきましてはアメリカの弁護士が約十五名活動をしておられる。それからベルギーにおきましては、一九八三年の視察の際のデータでございますが、二十六名が活動をしており、というふうな報告がございまして、それから他方、ヨーロッパの弁護士がニューヨークにおきましてニューヨークの受け入れ制度でありますリールコンサルタントという資格で活動している人の数でございますが、これは一九八四年現在の調査でございますので若干古いのでございますが、合計約八十名、三十カ国に及ぶ、主なものはいギリス十五、西ドイツ、フランス数名というふうに言われております。

なお、参考までに、日本人がこのリールコンサルタントになりましたのは過去に一人いたというところでございますが、現在は活動していないと聞いております。

○横手委員 そういった話を聞いてみますと、そう急に外国人弁護士がふえて大変なことになるなというふうなことは、現状からいくとそう大きな

問題にならないのじゃないかという理解をするわけです。

それでは次に、我が国における涉外法律業務と制度導入の影響というところで二、三御質問申し上げます。

これから外国人弁護士の皆さん方に門戸を開こうということについては、現在我が国においては涉外法律専門の弁護士の方がこの分野を担っておられるし、こういった方面でも我が国の国際交流の活発化に伴ってだんだん質、量ともに高まってきたということであろうと思っておりますけれども、現在これらの法律を實際に担っておられる人たちに於いての現状はどういうことになっておりますか。

○井嶋政府委員 御指摘のような涉外法律事務と申しますか、国際的法律事務を取り扱っております人たちは、現行の制度上は次の三つの類型に分かれるかと思っております。

一つは、先ほど御説明申し上げましたいわゆる準会員でございます。昭和三十年に七条が削除されましたに資格を取得した外国弁護士資格者、この方々はアメリカ人、イギリス人といった人たちがございまして、こういった人たちが、今日のような涉外的法律事務のはしりと申しますか、その最初のころに日本における涉外的法律事務の先駆者となってやっておられたということでございます。この人たちは数が少なくなっておりますけれども、現在も引き続きその分野で活動をしておられる。日本の若い弁護士もそういった準会員の事務所であるという勉強をして、そこから涉外的な事務へ進んでいった方もあるというふうな承知をしておるわけでございます。まず一つの類型がそういった人たちでございます。

もう一つは人たちがやっておりますのがだんだん広がってまいりまして、日本の弁護士自体が涉外的な法律事務の分野を中心として活動するようになってきた。これをいわゆる涉外弁護士というふうに言っているわけでございますが、これは若い弁護士を中心としたしまして数がふえてまい

っております。現在約五百人くらい東京、大阪、名古屋といったような大都市において涉外事務を取り扱っておられるというふう聞いております。

それから第三番目の類型といたしましては、これは企業法務と申しますか会社の法務部でございます。まして、弁護士ではございませんけれども、それぞれ会社の業務に付随して外国法に関する勉強をしまして外国との契約関係その他の法律事務を処理する専門家ということで、企業内にそういったセクションを設ける企業が多くなっております。こういった人たちが日本の弁護士あるいは外国の弁護士と連携をとりながら涉外的な法律事務の処理に当たっておりますということでございます。

○横手委員 そういうことで我が国の国際交流の広がりに伴っていろいろな形の涉外の方々が増えておられるわけでございます。今御説明がございました三番目がこういう方々だろうと思うのですが、これは新聞の切り抜きでございます。「外国法の専門家」として、外人弁護士さん活躍中、涉外事務にフル回転」ということで新聞の「断面」という一つの特集としてやられておられるわけですが、フル回転、大活躍中ということになってくると、これはそれだけ需要もふえてきたということだろう、中身を見るとそうびくつきするほどの人数ではございませんが、見出しだけではえらい派手になっておりますけれども、そういうことであらうと思っております。特にこれらの人たちに於いて附則の二項の中で、ほかの国で法律事務を五年やったという一つの要件があるけれども、日本でこういった仕事を長くやっておる人については五つのうち三つは現地、あと二つはここの経験を二つに勘定しましたというふうな形になっておるのですが、これは法務省としては今も公認だ、こういうことなんです。

○但本説明員 御指摘のような外国の弁護士は現在日本の弁護士に雇用されて、トレーニーとかク

ラークという身分で、みずから法律事務を処理するというのはなくて、その雇い主たる弁護士に對して自国法の知識に基づいて労務を提供しております、こういうことであらうと思っております。附則の二項でこうした日本の弁護士に雇われているトレーニー、クラークを救済する規定を設けたのは、これまで外国の弁護士を受け入れる制度を我が国が持っていなかったこと、そのために、外国の弁護士で日本にどうしても来たいという人たちが現在まではトレーニー、クラークという形でしか来られなかった、しかも日本の雇いがいつあ

くのかわからないというふうな状況であったことなどを勘案して、本国で三年間の実務経験を既に経て来て日本で二年間トレーニー、クラークとして既に仕事をしておるということであれば、こうした要件を満たす者に限って現在の生活環境を清算することなくそのまま日本で外国法事務弁護士になれる道をつくりましようという救済規定を設けたわけでございます。

○横手委員 今我が国の涉外弁護士の方々が携わっております、ここに今度門戸を開いた。先ほどアメリカのローファームの制度でお聞きをいたしましたけれども、六百人というのは飛び抜けて大きいところでございます。これは二、三百人といわれていますけれども、これは二、三百人と言われても日本の弁護士制度から見ると目をむくような組織になっておるわけでございます。しかしそういった大法律事務所のまま我が国に入ってくるような道はございません。という御答弁があったのですが、そういうことになってくると金魚鉢にナマズが入ってくるんだというふうなことで、今やっておられる涉外弁護士の皆さんのところもそんなことはありません、こういうことで理解してよろしくございませぬ。

○井嶋政府委員 先ほど申し上げましたように、本法案ではファームの活動を日本に導入するということではございませんので、そういった意味であくまで個人資格として個人の業務をしてもらおうと考えておるわけでございますから、直接

的にファームの影響が国内に及んでくるということとはなからうかと思っております。しかし、やはり基本的にはそういったファームのメンバーから日本にやってくるというような人が多いのだからと推測はされるわけでございますから、そういった意味でファームとのつながりがあるということとは当然あり得ようと思えます。それはむしろメリットとして、ファームが持つております専門性と申しますか、情報の量の多さと申しますか、そういったものが日本で個人として活動する人の背後にあるということ、これは我が国において国際的法律事務を処理する上におきましてより有用なことであらうとは思いますが、あくまで個人資格者を介した形での導入ということを考えておるわけでございます。

そうは申しまして、やはり委員御指摘のように渉外弁護士と言っております人たちがやっております活動分野と外国法事務弁護士の活動分野というのは重なり合うわけでございますから、当然影響がないということにはならないだろうと思えます。日弁連内におきましてもかねてからそういった問題について、ある論者は開放すべきだと思つたし、ある論者は渉外弁護士に対する影響を考へて開放すべきでないという立論に立たれるということ、会内においても相当の議論が闘わされ、しかも長期間それが行われたということが本法案ができました背景としてあるわけでございます。

そういったことでございますけれども、この制度が実現をしますと、やはり具体的に渉外弁護士が担当しておりますいろいろな国際的な契約の交渉代理あるいは契約書の作成といったような事務に何らかの影響が出てくるだろうと言われております、それは否定し得ないだろうと思つておりますが、ある分野の業務、例えば金融とか証券とかいったような業務の分野では外国弁護士と日本の渉外弁護士との間である程度分担が事実上でき上がつておるというような実態もあるということも聞いております。そういう

ったものが崩れない限りはそういったものは引き続き共存していくことになるかと思つておるわけでございます。むしろ日弁連内ではそういった消極面ばかりでなくてメリット面、例えば外国法事務弁護士の入つてまいりましてそういった分野での活動が広まると、日本の国内における訴訟事件でありますとかあるいは日本の弁護士が必然的に関与しなければならぬ事務といったようなものもふえてまいるという意味におきまして、非常に言葉があれでございますが、言うなればパイが広がるというような形でそれなりのメリットがあるんだというふうな議論も会内にもあるというふうに聞いております。メリット、デメリットはございますが、いずれにしてもこれができ上りましたら、政府と日弁連、日弁連が中心でございますが、弁護士と外国法事務弁護士の協力関係の構築といったものには一層の奮心をしていただければならないというふうに考えておるわけでございます。

○横手委員 この法律をおつくりになる段階で日弁連とも十分話をされたことでございまして、一方こういふ人たちの依頼人といひましようか、需要家といひましようか、こういふ人たちの意見も聞かれたことだろうと思つてます。つまり、外国に進出をしていられるいは貿易をしていられる日本の企業等については、これは現在渉外弁護士等を通じていろいろやっておられることだと思つてますし、ここに門戸を開くということでございますから、それらの企業の皆さんとも話を当然されたことだろうと思つてますが、この調査室の資料を見ますと、「日本の企業の中から、需要者の見地より日本弁護士による渉外法律事務のサービスについて、種々の指摘が提出されておる、その一例として」ということで載つておるのです、が、ほろくそに書いてあるのです、読むと差しさが、わりがあるくらいじゃないかしらと思つてます。これが一例だということになると、全例を出すとどういふことになるのだろうという気がせぬでありますけれども、これらの企業からの御意見

はどんなことでございましたか。

○井嶋政府委員 御指摘のとおり、外国法事務弁護士が入つてまいりますと、一番関係を持ちますのはいわゆるユーザーでございます。企業の関係者であらうと思つてます。もちろん個人もそれなりのメリットはございますけれども、主として企業が有力なユーザーであることは間違いないだろうと思つてます。

この外国弁護士問題が起りました経過の中で、昭和六十一年の二月でございましたけれども、経団連がこの問題に対して意見を出してあります。これは「自由貿易体制の再建・強化に関する基本的考え方」と題する書面でございます。貿易摩擦一般についての御意見でございますけれども、その中に、外国弁護士問題につきまして次のような要望をされております。「外国人弁護士の日本における弁護士事務所開設・活動については、相互主義に基づいて双方の納得のいく解決を早急にはかるべきである」ということでございまして、基本的にはユーザーの立場に立たれる経団連はそういう方向性を持つておられるというところがはっきりしておるわけでございます。

それからさらに、私もこの立案をするに申しますか、この問題について検討してまいります過程の昭和五十八年でございまして、先ほど申し上げましたいわゆる企業法務部、会社の法務部の人々と意見の交換をするという機会を持ったわけでございまして、先ほど委員が資料にそういうものが載つておるというお話がございましたのはまさにそういうものの一つの紹介であらうと思つてございまして、そういった人たちの懇談の中で出てまいりましたのは、多くの企業法務の関係者が、今日の国際的法律事務の増大を見るときにやはり日本の弁護士で外国法を専門とする人の数が少ない、それから、企業が国際的な活動をする場合にどうしても日本の弁護士だけでは賅い切れない需要がある、外国の弁護士が国外にいるために直接的に意見を聞けないということがあ

直接的に聞ける、もつとハンディーにいろいろ接触ができるというメリットがある。さらに組織面で、アメリカなどのような大きなファームの専門性と比較いたしますれば専門性が十分ではないといったようないろいろな面で、当時企業法務部からの意見として出てまいりました点がございまして、こういった点は恐らく今日も続いております。

わけでございますが、さしあたりこういった面につきまして外国法事務弁護士制度ができれば上りますれば相当程度国際的法律事務の処理の充実に資することになるのではないだろうかというふうに思つてございまして。

○横手委員 この制度の導入については日本の貿易摩擦の関係等もこれあり、アメリカがその焦点になつたという、対米対米ということが盛んに報道されていたわけでございまして、先般私の部屋に、これはもう皆さんのところに行かれたのだらうと思つてますがECの代表部の方が見えになりました、この法案に反対でございまして、提案理由のときに大臣からこの法律には五つの特徴がございまして、このことごとくを申し上げて、こういうぐあいに言われるのです。これがそのまま通るなら日本はヨーロッパから嘲笑を浴びるであらう、我々から見たらこういう法律は通らぬ方がよい、こんなことをおつしやるので、私もちょっと頭にきましたので、あなた日本の国会議員に何ということをするのだ、こういうことを申し上げて、あなたの方は一体全体どうなつておるのだと言つたら、私は自分のEC全体のことは余り知りませんが、こんな返事でございまして、それは御意見として聞きますけれども、これは日本の国でございまして、日本の国会議員にあんな法律はない方がよいと言つておられるのは失礼なことじゃありませんかといふようなこともあつたのです。言い過ぎてごめんないといふようなことで終つたのですけれども、特にEC関係についてこの法律をつくる上においての交渉事あるいは折衝というのはどんな面がございましたでしょうか。

○井嶋政府委員 E.Cとの関係におきましてこの外国弁護士受け入れ問題が政府間のテーマとなりましたのは昭和五十九年四月からでございます。アメリカが問題提起いたしましたのが五十七年でございます。それから二年ほどおくれで同じような要求が出てまいりまして、貿易摩擦の解消といったような観点から他のサービス分野と同様に外国弁護士業務のサービスの自由化をすべきである、こういう観点から要求がありました。それを受けまして、アメリカと同様E.Cに對しても政府といたしまして対処を余儀なくされたわけでございます。E.Cとの間では非常にたくさんさんの機会を通じていろいろ説明なり説得なりをしてまいりました。協議というように形でE.Cの駐日の代表者あるいは本國から来た代表団との間で協議をしたような機会は四回ほどございましたが、それ以外に個別の会談という形で法務省においでになった機会にいろいろ話をし、要望も聞き、こちらの立場も説明するというところで今日に推移しております。

委員御指摘のとおり、この法案を立案いたしました最終段階におきましては、E.Cの要望は四つの点に集約されておるわけでございます。もう既に御承知と思ひますけれども御紹介申し上げますと、外国法事務弁護士を日弁連の監督のもとに、所管のもとに入れるのはおかしいというのが一点でございます。それから第二点といたしまして、資格の付与要件として五年間の自國における弁護士としての実務経験を要求することは厳格に過ぎるといふ主張でございます。さらに三番目の要望といたしましては、我が國の弁護士と外国法事務弁護士との雇用及び共同経営を禁止しておるのはやはり制限的過ぎる。それから四番目の主張といたしまして、外国法事務弁護士が取り扱える職務の範囲が狭い、この四つでございます。この四つの点は、アメリカの要求ももちろん重なり合っているわけでございまして、同じでございます。しかし、この四つの点につきましては、実は本法案におきまして、あるいはもっと正確に申し上げれば日弁連が決められました制度要綱におきまして、この四つの問題点はいずれも外國の要望には合致していない形で成案ができておるわけでございまして、私どもその制度要綱の考え方をそのまま法案に盛り込んでおるわけでございます。これはいずれもそれそれ本制度の骨格をなすことでございます。言いかえすれば、我が國の司法制度との整合性といったような観点から、どうしても譲るべきでない点であるというふうに考えておるわけでございまして、そういった点につきまして、E.C諸國の人たちにつきまして私どもは法案を提出した後も引き続き説得、説明をいたしております。過般もE.C加盟國八カ國の大使館の人たちにこの法案を説明するという機会を持ち、説得に努めておるところでございます。私たちは、司法制度との関係におきまして、それぞれ十分外國に説明し得る理屈と申しますか、それを構築し整理しておるつもりでございますので、そういった観点から説明を繰り返して、説得をし、これからまた実施に至るまでさらに説得を続けていきたいと考えておるわけでございます。

○横手委員 特に、今我が國が貿易摩擦問題で何かにつけていろいろなことを外國から言われておる時期でございますから、お互いに誠意を持ってやるべきことであり、我が國の司法制度の根幹にかかわるようなことでございまして、その点については十分説明をして、やはり理解をしてもらうという努力はこれからもぜひ続けていただきたいと思います。時間が迫ってまいりましたが、まだ若干残っておりますので、特に私は本委員会で確認をしななければならぬ点がございますから、やらせていただきます。それは弁理士の問題についてであります。以下十一點にわたりますので、これは確認ということでございまして、この法案の中にも、これらの問題については弁理士あるいは行政書士、税理士等についてのもこれを適用する、基本的には同一であるということが書いてございますから、そのとお

りだろうと思ひますが、確認をさせていただきます。と思ひます。

○但木説明員 法案の第三條第一項第一号によれば、外国法事務弁護士は「國內の裁判所、檢察庁その他の官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成」は禁止されると規定されてゐる。裁判所、檢察庁はわかるが、「その他の官公署」にはどのようなものが含まれるのか、特許庁、税務署、法務局も当然に含まれますか、こういうことでございます。

○但木説明員 第三條第一項第一号の「その他の官公署」には、その他の行政官庁並びに地方公共団体の役所がすべて入りますので、御指摘の法務局、特許庁等はすべてこの中に含まれてゐるということでございます。

○横手委員 それでは、特許庁、税務署、法務局への手続の代理やその文書の作成は、それぞれ弁理士、税理士、司法書士の業務とされてゐるが、特別措置法によれば、外国法事務弁護士はこれらの弁理士、税理士や司法書士の業務を禁止されてゐるということになりますか。

○但木説明員 外国法事務弁護士は、日本法に関する法律事務を禁止されております。また、たとえ原資格國法に関する法律事務であっても本法案第三條第一項第一号の行為を禁止されておりますので、御指摘のとおり弁理士等の業務は禁止されるということになっております。

○横手委員 今お述べになりましたが、第三條第一項第六号で、外国法事務弁護士は「工業所有権の得喪又は変更を主たる目的とする法律事件について代理又は文書の作成」が禁止される旨規定されてゐる。第一号と第六号の関連でどうなっているのか。また、「工業所有権の得喪又は変更を主たる目的とする法律事件」とはどういう事件を指すのかということでございます。

○但木説明員 本法案第三條第六号は、不動産あるいは工業所有権等に関する権利の得喪、変更を主たる目的とする法律事件についての代理または文書の作成を禁止してゐるものでございます。し

たがいます。例えば工業所有権の売買契約、あるいは工業所有権につきまして専用実施権あるいは通常実施権を設定します設定契約自体、こういうものは第三條第一項第六号で禁止されることになるわけでございます。

これと一号との関係を申しますと、六号におきましては売買契約というような契約自体の代理または文書の作成を禁止してゐるわけでございまして、これが進みまして、特許庁に對する申請手続というふうなことになるまいかと、一号でこれが禁止されるというふうな關係に立つております。

○横手委員 その六号で、外国法事務弁護士のできない事務の中から鑑定が除かれてゐるというのはどういふことですか。

○但木説明員 本法案第三條第六号で「文書の作成」とありまして、その「文書」の中から「鑑定書」を除きました理由は、原資格國法に関する鑑定というのはいかなる場合でも外國法事務弁護士は行ふことができるという趣旨であります。したがひまして、外國法事務弁護士が我が國の特許権についての鑑定ができるというふうな趣旨は全くございません。

○横手委員 仮に、外國法事務弁護士が弁理士の業務を行つたときは、どのような措置、罰則がとられますか。

○但木説明員 本法案上で申しますと、例えば外國法事務弁護士が弁理士が行ふところの行政庁に對する不服申し立て手続あるいは訴訟手続というふうなものに關与して代理を行いますと、これは本法上の罰則というところになるかと思ひます。その他の行為で弁理士業務を行いますと、懲戒の対象になるかと思ひます。ただ、これはあくまでも本法上のことでございまして、弁理士法にはまた特別の規定がございますので、それに触れれば弁理士法違反ということになるかと思ひます。

○横手委員 次に、四十九條によれば、外國法事務弁護士は日本の弁理士を雇用したり、組合契約等により日本の弁理士と法律事務を行うことを目

的とする共同事業を行つてはならないと規定をされておりますが、その条文の立法理由はどのようなことでございますか。

○但木説明員 端的に申しますと、日本法に関する法律事務に關与、介入させないということが立法の目的でございます。

○横手委員 外国法事務弁護士が例えば日本の弁

理士を雇ったり、日本の弁護士を雇ったりこれらの者と共同経営した場合と同じ問題が生じると思います。が、法務省の見解はいかがでございますか。

○但木説明員 弁理士の業務も法律事務という側面があるわけでございまして、日本法に関する法律事務への介入という意味では、同じような問題が起つてくると考えられると思います。

○横手委員　それでは、なぜこの特別措置法で外国法事務弁護士と日本の弁理士との雇用、共同経営について規定をしなかったかということですが、これはどういうことですか。

○但木副委員長　外国法事務弁護士と弁護士との関係について申しますと、外国法事務弁護士が取り扱ういわゆる原資格国法に関する法律事務あるいは指定法に関する法律事務というものは、弁護士の業務の一部でございます。したがって、その

一部分において我が国の弁護士と外国法事務弁護士とはその業務範囲が重なり合っているわけでございます。したがって、その範囲ですと、形式的に申しますと共同経営をし、あるいは雇用関係をつくるということは許されることにならうかと思ひます。

これに對しまして弁理士の場合には、その業務範囲が外国法事務弁護士と全く重なり合うところがないわけでございます。したがって、あえて共同経営の禁止であるとかあるいは弁理士の雇用の禁止であるとかそういうことを明文で書かなくとも、当然業務範囲が違ふわけですから、そういう關係は成り立たないのではないかということとで弁護士と弁理士の扱いを変えているわけでございます。

○横手委員　それでは改めて確認をいたしますが、外国法事務弁護士は、日本の弁理士を雇用したり日本の弁理士と共同経営をするということとは、この特別措置法の精神に反するということとなります。またその場合、外国法事務弁護士は何かの懲戒、罰則を受けるのか、法務省の御見解はいかがですか。

○但本説明員 ただいま御説明いたしましたように、外国法事務弁護士と日本の弁理士というのは業務範囲が重ならないわけですから、これを雇用しあるいはこれと共同経営してそして弁理士業務を行うということは本法が望まないところであるということはもちろんでございます。

それから、仮にそのような関係に立った場合に
 どのようなかという御指摘でございますが、仮に外
 国法事務弁護士が日本の弁理士を雇用しあるいは
 日本の弁理士と共同経営をすることによって弁理
 士業務に介入するというか、弁理士業務を行うと
 いうことになりましたら、当然本法上での先ほど

申しましたような罰則あるいは懲戒の問題になることもあると思いますし、また弁護士法あるいは本法案とは別に、弁理士法で規定している制裁の対象になることもあり得るのではないかというふうに思っております。

○横手委員 それでは特許庁にお伺いをいたしますが、弁護士法第七十二条の規定に相当する弁理士法規定は何条で、どのような規定になっておりますか。

○山本説明員 ただいま御指摘の弁護士法第七十二條に相當する弁理士法の規定といたしましては、第二十二條ノ二でございます。そしてこの条文は、弁理士でない者が報酬を得る目的を^も得ずまして特許、商標などの工業所有權に關しまして特許庁に対してなすべき事項の代理等を業として行うことを禁止する規定でございます。

○横手委員　それでは弁理士法二十二条ノ二に該当した、その場合の外国法事務弁護士は、弁理士法の罰則規定である二十二条ノ四の適用を受けることになりますか。

○山本顯明員　非弁理士でございます。外国法事務弁護士が日本の弁理士を雇用したりあるいはこれと共同経営をすることによりまして弁理士活動をするのは、弁理士法第二十二條ノ二で禁止されているものと考えられます。すなわち、非弁理士でございます。外国法事務弁護士が日本の弁理士を雇用することは外国法事務弁護士がその名におきまして弁理士業を行うことになりまして、また日本の弁理士と組合契約その他の契約によりまして共同経営をすることによつて実質的に弁理士活動を行うことは、いずれも弁理士法第二十二條ノ二で禁止されているものと考えられます。

したがって、これらがこのような雇用、共同経営をした非弁理士でございます外国法事務弁護士は弁理士法上の罰則規定でございます第二十二条ノ四の規定に該当するものと考えられます。

○横手委員　以上で終わります。ありがとうございます。

○村上委員長代理 柴田睦夫君。

○柴田(陸)委員　まず最初に、本法案に対する基本的な考え方についてお尋ねしておきます。

昨年十一月十八日に、我が党はいわゆる外国

弁護士問題について、当時の嶋崎法務大臣に申し入れを行いました。そのときの趣旨は、この問題を貿易摩擦の解消策の一つとするには反対である、対外経済対策の一環としての市場開放行動計画、いわゆるアクションプログラムから切り離

ことが本問題を考える上での最も重要な立脚点であると考えておりますが、まず最初に、大臣に、この点についての確固とした姿勢についての所見を確認したいと思います。

○井嶋政府委員 長い経過がございますので、私からかわって御説明させていただきます。

委員御指摘のとおりこの問題が貿易摩擦の環として外国政府から取り上げられたということが政府が関与を余儀なくせられた端緒であつたといふことは御指摘のとおりでございますが、累次私ども御説明してまいりましたように、この問題は單なる經濟的觀點のみ、つまり貿易摩擦の解消を主目的として解決を図るということをしたますれば、我が国の司法制度なканずく弁護士制度に致命的な障害を与えるという認識のもとに、これをまさに司法制度の問題、弁護士制度の枠内の解決ということを基本方針としてまいつたわけでございます。

さらに、我が國の司法制度の中におきます弁護士制度のあり方の問題でございますから、御指摘のように我が國獨特の制度となっております弁護士自治の制度を尊重し、日弁連の自主的な意見の形成を側面から援助するというような形で当初対応してまいったわけでございまして、そのことはもう委員御案内のとおり累次にわたる政府の閣議決定等におきまして鮮明にできているところでございます。

そして、昨年の三月十五日に日弁連が基本的に、日弁連の自治のもとに入れる、相互主義の原則を守る、この二つの要件のもとに外国弁護士との受け入れを認めるという決定をいたしました。それから、日弁連と私どもで具体的な協議の場を通じて緊密に協力しながら、日弁連の自主的意見の形成に私どもが共同して作業をしてまいりました。ということでございます。

そして、御案内のように日弁連が定めました制度要綱第一次案をもといたしまして、昨年の暮れの臨時総会において会員の総意でもって受け入れが決められ、さらにその詳細が二月六日の理事

会において圧倒的な多数をもって定められたというところを受けて私どもがこの法案を提出するに至ったということでございます。終始一貫御懸念のございましたような点につきましては十分配慮を尽くしまして対処をまいりましたつもりでございます。

○柴田(陸)委員 この点は非常に重大な問題であります。日本特有の司法制度の問題でありますので、これはひとつ大臣からも一言お願いしたいと思ひます。

○鈴木(陸)大臣 たいま政府委員から申し上げましたように、動機としては貿易摩擦の問題が出てまいりましたけれども、その以前からアメリカやヨーロッパからも、こういう国際環境の中で人事の交流も多い、経済の交流も多い、企業のお互いのいろいろな交流も多い、こういう中においてそれぞれの法律的ないろいろな需要が出ておるといふ環境のもとにおきまして、実は契機としては貿易摩擦でございましたけれども、必要であらうといふふうに考えました。とりわけ、たいま申し上げましたように、日本の司法制度の重要な変更にも相なるわけでございます。とりわけ、日本の司法制度の、しかもまた世界にも類例を見ないほどの自治権を持っております弁護士制度とかかわり合いが重要な問題でございますので、政府単独でやるというふうなことはいたしません。専ら日弁連を通じて弁護士の方の御意見を聞き、日本の弁護士の自治権を尊重しながらやっておりますという姿勢でまいります。幸い日弁連の方ではたいま政府委員が申し上げましたような状態で、こういう要綱をやつたらよからうというふうな御意見がありましたので、それに基つきまして検討いたしました結果、まことに適切な案であらうというふうに考えたので、それに基ついてアメリカなりE.C.と交渉し、そしてまたアメリカとかE.C.には若干の不満も残つておるやうでございますけれども、これ以上の案は日本としてはあり得ないということで実は決定をいたし、法案を提出いたしましたよう次第でございます。

○柴田(陸)委員 今大臣に確認していただきまして日弁連自治を保持するということに関連する質問は後にいたしまして、本問題を考える上で重要な点、法案の趣旨にも入れられております相互主義の問題でなお若干伺いたいと思ひます。

最も問題となるのは、みんな同僚委員も指摘しておりますが、アメリカとの関係であらうと思ひます。法務大臣官房司法法制調査部参事官室が訳しました「アメリカ法曹協会国際法部会・比較手続及び実務に関する委員会報告書」によりまして、調査対象となつた九つの州のうち、本法案と同様の相互主義の対象となり得る外国人弁護士受け入れの規定を持つた州はニューヨーク州ただ一つでありまして、コロンビア地区が検討中、それからカリフォルニア、イリノイ、ペンシルベニアの三州が検討を準備しないは検討したことがあつて、あとのコネチカット、フロリダ、マサチューセツ、テキサスなどの州はいずれも外国人等には法曹資格そのものを与える条件等についての規定は一部あるが、外国人弁護士受け入れの規定は全くない、こういうふうな書かれております。この委員会での政府答弁では、現在ニューヨーク、ミシガン、ワシントンD.C.の三州が受け入れ、カリフォルニア、ハワイが準備中、そしてイリノイ、デラウェアの二州が検討中ということですが、法律が国対国の関係であるということから考えてみますと、これは弁護士会の中でも要望が強かつたと思ひますが、少なくとも日本の弁護士の進出が必要であらう、そういう相当数の州に受け入れ体制を整へなければ相互主義が全うされたとは言えないのではないかと思ひます。これまでの答弁のあつた五つの州以外に、さきの報告書に挙げられました諸州を初めそれ以外の州でどんな動きがあるのか、あるいは今後受け入れの可能性はあるのか、政府対政府の問題として申し入れがなされていくということをお願いしたいが、そのことについてのそのほかの州の動きがあるのかどうか、その可能性についてお知らせいただきたいと思ひます。

○井嶋政府委員 現在のアメリカの各州における受け入れの状況については既に御説明をしておりますけれども、再度申し上げますと、ニューヨーク州、ミシガン州、ワシントンD.C.が置いておる、そしてカリフォルニアとハワイが現在ドラフトについて検討を加えている、近くあくのではありませんかと予測されているということでございます。

この調査部の報告書にイリノイあるいはその他の州の動きが出ておることでございます。いたしました。私も事実そのような情報を得まして、そのような趣旨の御答弁を申し上げたこともございまして、イリノイについては、そういう検討がされたのでございまして、昨年の六月であつたかと思ひますが、外国弁護士受け入れに関する裁判所規則の改正が拒絶されたといひております。これは日本の弁護士を締め出すという趣旨ではなくて、外国弁護士を受け入れる制度と申しますのは全世界に向かつて開く制度でございますから、アメリカにおいてもそれぞれの州においてそれぞれの観点から検討が加えられておるわけでございまして、イリノイ州の場合には、何かメキシコの方の弁護士の活動との関係でこの受け入れ制度が拒絶されたというふうなことであるといひて情報を得ております。デラウェアについては、一時検討されたことがございましたけれども、最近の動きは現在承知しておりません。

それから相互主義は、アメリカの場合、州単位の相互主義をとらざるを得ないといふことで本法案上は整理をいたしておりますけれども、実質的な国と国との均衡という観点から相当の州がなければおかしいではないかという御指摘は当然だといふことから、従来、政府といたしましてはアメリカ政府に対してそういった要求を継続しておるわけでございます。現在検討中の二州を含めた五州以外にもできるだけ多くの州があくようにいふことを引き続き私どもとしても要望をしております。また、テキサス州の弁護士会が受け入れ

おりますので、これも日本の本法案が成立するといふことがインパクトになつてそれがさらに進むのではないかと期待いたしております。いずれにいたしましても、それ以外の州においてもこれがインパクトになつて国際化に対応して順次開いていくのではないかと考えておるわけでございます。

○柴田(陸)委員 相互主義の関係で将来問題となる可能性があると思ひますのでお尋ねしますが、けれども、受け入れ条件の相違点についてですが、本法案とニューヨーク州のリーガルコンサルタントの認可に関する規則を比較した場合に、資格、職務内容、事務所名称、形態、自国弁護士との関係などの主要な相違点を説明していただきたいと思ひます。

○井嶋政府委員 アメリカにおきましては、現在、三州開いておるわけでございます。その三州のルールの相互間には際立つた相違はございまして、おおむね共通いたしております。そこで、本制度とアメリカの受け入れ制度との比較という意味で、ニューヨーク州を例にとりまして御説明申し上げます。

まず資格の名称でございますが、本法案上は外国法事務弁護士といふ名称を用いることを義務づけることになつておりますけれども、ニューヨークにおいてはリーガルコンサルタントといふ名称を用いることが義務づけられております。それから資格付与の機関と申しますか監督機関の相違でございますが、本制度においては、法務大臣が外国法事務弁護士となる資格を承認する、日本弁護士会連合会がこの承認を受けた者の登録を受け付ける、そして日常の業務を指導監督し、懲戒事案が発生した場合には懲戒権を行使するといふことで、登録以降の諸手続及び日常活動の規制はすべて日弁連の自治にゆだねる制度になつておりますけれども、ニューヨーク・ルールにおいては、リーガルコンサルタントはアメリカの弁護士、つまりアトニー・アット・ローの監督機関と同様でございます。州の裁判所が認可を監督をす

るといふ制度になっております。それから資格要件は、本法の場合には、外国において弁護士資格を取得している者ということでございます。そのほかに承認条件がございますが、その重要なものは、当該資格を取得した国において五年間以上弁護士として実務経験を有すること、相互主義の要件を満たすこと、適正に職務を遂行するための計画、住居及び財産の基礎といったいわゆる個人の資質、能力を有することを条件といたしております。ニューヨーク・ルールにおいては、資格要件は同じように外国において弁護士となる資格を有する者ということになるわけでございますが、その一つの要件といたしまして、申請の直前七年のうちの五年以上弁護士としての実務経験があること、年齢が二十六歳以上であること、ニューヨーク州の居住者であることということが定められております。

それから職務の範囲でございますが、外国法事務弁護士は原則としてその資格を取得した国、つまり原資格国の法に関する法律事務を取り扱うことを職務といたしております。そして原資格国以外の外国の法について、例えばその国の弁護士となる資格を有している者というような、その知識が制度的に保証されている場合には、法務大臣が指定することによってその指定を受けた特定の外国の法に関する法律事務も原資格国法に関する法律事務と同じように取り扱えるということにいたしております。法廷活動その他行政官庁における手続の代理といった一定の行為が禁止されず以外に、我が国の公序良俗あるいは公益に関する観点から外国法事務弁護士に取り扱わせないとする職務の一定の事項が法律によって禁止されております。ニューヨーク・ルールによりまして、当然のこととしてニューヨークにおける法廷活動はリーガルコンサルタントはできません。それから、不動産の譲渡証書あるいは婚姻とか遺言とかいったような身分関係に関する重要な証書の作成といった一定の業務はリーガルコンサルタントには禁止されております。取り扱えます法律は、

自分の国の法律とその他外国法一般でございます。アメリカ法あるいは州法に關しましては、原則としてリーガルコンサルタントは取り扱いは禁じられておりますが、当該州の資格のある者、つまり当該州の弁護士の助言または共同によりまして、このアメリカ法あるいは州法に關する事務も取り扱うことができるという規定になっております。

それから、それぞれの国の本来の弁護士との関係でございますが、外国法事務弁護士制度におきましては、我が国の弁護士との雇用及び共同経営を禁止いたしております。アメリカにおきましては明文でもってリーガルコンサルタントのルール上これを禁止する規定は置いてございません。しかし、A B Aが策定いたしております倫理基準と申しますか倫理コードによりまして、非弁護士と共同経営することが禁止されております。ただ、このコードは強制的な効力のあるものではないといふことは言われておりますが、これを各州の弁護士会がそれぞれその形で取り入れて倫理基準としておるわけでございまして、そういった意味で、実態としてはアメリカの弁護士とリーガルコンサルタントが共同経営をすることは禁止されているといふふうに理解をいたしております。

○柴田(睦)委員 いろいろありますが、一つは、ニューヨーク州の最高裁判所の規則では実際の居住者という要件になっておりますが、この法案では百八十日間の居住要件ということになっております。これはどういう理由でしょうか。

○井嶋政府委員 今回創設いたします外国法事務弁護士制度と申しますのは、我が国に外国の弁護士を受け入れまして、事務所を構えて、我が国にありまして我が国の企業あるいは国民、あるいは我が国におきまして外国企業に対する法律事務を取り扱っていただくことを目的とするわけでございまして、そういった意味におきまして、本法におきましては外国法事務弁護士に關し、我が国の弁護士に準じた規律をすることにしておるわけでございまして。

その一環といたしまして、外国法事務弁護士が事務所に常時いないというふうな形になりますれば、依頼者に対して迷惑をかける、不測の損害を与えるということもございまして、さらに、不在中に、留守番と言ったら変でございますが、事務所の事務員あるいはトレーニー、クラークといった者がたがいある非弁活動を行うおそれもございます。そういった意味で、ユーザーに対する不測の損害を防止するために、さらに本来我が国においてサービスをするために来てもらうという制度の目的からいっても、一年のうちの半年ぐらひは我が国に在留していただく必要があるということから日弁連の制度要綱に盛り込まれたものでございまして、私もこれは、これも国際的にも国内的にも合理性のある考え方だということからこれを取り入れたということでございます。

○柴田(睦)委員 次に呼称の問題ですが、ニューヨークの規則では、リーガルコンサルタントまたは自国の資格及び事務所名に自国名を併記することとなっておりますが、この法案では、自国法名の入った事務弁護士の名が基本であって、これに自国事務所名を付記できることとしております。これは、日本の国情からアメリカの法律事務所名を使つてもらいたくないという日本側の意向があるのに対して、アメリカの大法律事務所は強い要求であるいはニューヨーク規則からのアメリカ側の要求から日本側が譲歩したという形になってきたんだと思ひますが、今後とも、相互主義の立場からするアメリカ側の要求、すなわち、このニューヨーク規則と同様に自国法律事務所名を使用させてほしいという強い要求がなされるのではないだろうか、こう考えますが、この法案で確立している日本側の立場、これは今後ともずっと堅持していく構えであるかどうか、お伺いします。

○但木説明員 委員御指摘のように、この問題におきましてローファーム名を日本における外国法事務弁護士の事務所名とすることができるといふ点にございまして、日本と諸外国との間で論議がなされたところでございます。しかしながら、我が国といたしましてはローファームの支店の進出を我が国に認めるというふうな制度はとらないということで、本法案の四十四条では、「外国法事務弁護士は、業務を行うに際しては、外国法事務弁護士の名称を用い、かつ、その名称に原資格国の国名を付加しなければならぬ」という義務を定め、日本の資格で活動しないという原則を定めたわけであります。また、四十五条におきましては、「外国法事務弁護士の事務所は、外国法事務弁護士事務所と称さなければならぬ」という義務づけを行ひまして、さらに、その名称につきましては当該外国法事務弁護士事務所に所属する者の一部または全部の氏名を用いなければならず、かつ、他の個人または団体の名称を用いてはならないといたしまして、いかなる意味においてもローファーム名を我が国の事務所名としては使えないという制度をとったわけでございまして。

ただ、事実上の問題といたしまして、アメリカの場合、ローファームに所属してない弁護士の信用力というものは極めて低い。特に、日本において、例えばアメリカ人の顧客がどの外国法事務弁護士に相談に行くかというようにあることを選択する場合に、どのローファームと関係がある外国法事務弁護士であるかということを表示させませんと、その選択に非常に迷つてしまうというようにございまして、本法案の四十七条の二項で「自己の氏名及び事務所の名称に付加するときに限り、ローファームの名前を使用する」という規定にしたわけでございまして、ここに書いてございまして意味は、まず、我が国において法律事務を処理する主体は自己ですということをはっきりしているわけであります。それからもう一つは、日本の事務所名を必ず書きなさい。これによって、日本における仕事をしている者の主体とそれからその事務所が明らかになる。そのときに限って、これに付加するという対応でローファームの名前を表示させることとしたわけでございまして、これは、今申しましたように、現段階において

は日本の弁護士制度の整合性を保つためにはこうした規定がぜひ必要であると言わざるを得ないわけですが、現在の弁護士制度がそのまま維持される限り、この規定は当面変わるようなことではないだろうと思っております。ただ、日本の弁護士の中にも法人化の動きがあるとも聞いておりますし、遠い将来におきまして日本でも法人組織ができて、ローファームのようなものができて外国にローファームとして進出したんだというような時点が生じました場合には、日本の弁護士の自主的な意見としてそうしてほしいということがあれば変えないのかと言われれば、それまでは私どもは申し上げるつもりはないということでございます。

○柴田(睦)委員　そういう点の問題で、さきに引用しました参事官室が訳したABA報告書の中で、ニューヨーク州のリーガルコンサルタントは独立して実務を行うことも米国弁護士と共同して実務を行うこともいずれも自由である、こう訳されてはいますが、原文に当たってみますと、報告書あるいは訳のどっちかが間違っているのじゃないかと思ひます。もし間違っていないとすれば重大な点なので確認したいのですが、ニューヨーク州の場合ではリーガルコンサルタントはニューヨーク州の弁護士とも共同して実務ができるということになっているのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○但木説明員　御指摘の論述部分は実はABAのレポートを訳した部分でございます。そして、そのABAのレポートでは、米国弁護士と共同して実務を行うこともいずれも自由であるという書き方になっているのは確かでございます。ただ、この共同の意味が先ほど言ったような共同経営というところまで指しているかどうかという点は非常に疑問でございます。これは本法案でも、個別的事件の処理は共同して行うことができるとしておりますが、その限りにおいて同じようなことを言っておるのか、それを超えて言っておるのかは不明と言わざるを得ないと思ひます。

○柴田(睦)委員　時間が迫ってまいりましたので、ちょっと弁護士自治に関係する問題でお聞きしたいと思ひます。

まず、弁護士法の旧七条の廃止に伴う経過措置で残りました準会員となっておりまして二十二名の外国弁護士に対する監督は行われているのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○山口最高裁判所長官代理者　外国人弁護士につきましては、最高裁判所で承認をする権限と承認の取り消しの権限がございまして、それを基礎にいたしまして現在も監督権は行使しているわけでございます。

○柴田(睦)委員　これらの既存の外国弁護士、旧七条の一項該当者は除いてでいいのですが、これまでいわれる非弁活動などで問題になったケースがあったのかどうか、あればその事例を教えてくださいたいと思ひます。

○山口最高裁判所長官代理者　これまで承認取り消しになりましたのは、いずれも会費の不払いという状態が長く続いたので日弁連の方から最高裁判所に御連絡がございまして、それで取り消した案件あるいは御本人の承認取り消しの申し出に基づいて取り消した案件ばかりでございます。

非弁活動があるかどうかは必ずしも詳細を把握しているわけではございませんが、昨年でございますか一昨年でございまして、これは神奈川の復興に伴う外国人弁護士さんのケースでございまして、けれども、東京の三弁護士会におかれましては非弁活動ということで調査をされましたけれども、結局は何か解決したようでございます。承認取り消しというところまではいっておりません。

○柴田(睦)委員　弁護士自治の問題から考えてみますと、これから外国弁護士が進出するという問題で考えてみました場合に、もちろん弁護士自治に行政が介入するということはあつてはならないこととすけれども、日弁連あるいは弁護士会が自治権を全うする上で弁護士会などの調査などがあるというわけですね。この外国法事務弁護士にか

かわる問題で、日弁連あるいは単位弁護士会だけの調査権では十分ではない、そういう場合に国家機関としての法務省や最高裁、あるいは外務省なども入ると思ひますけれども、こういうところが協力をして調べなければならぬというような問題が起きてくると思ひます。日弁連などからそういう要請があった場合に、これに対しては協力する用意はあるのかどうか、お伺いします。

○但木説明員　まず原則論でございますが、外国法事務弁護士に対する監督指導というのはすべて日弁連の自治権のもとにあるわけでありまして、したがって、政府といたしましてこの自治権に干渉するというのは原則的には排除されているというふうに考えられるかと思ひます。ただし、弁護士会が例えば在留義務に違反しているかどうかというような点について入管当局の出国、入国記録について調査したいというようなことであるとか、あるいは懲戒事例で外国との関係が問題になつておつて外国公館を通じないとその調査ができないというような場合に政府機関としてそれなりの対応をした方がよいこともあり得ようと思ひます。

ただ、原則といたしましては、政府あるいは裁判所がその自治権の行使に干渉すべきではないということを考えております。

○柴田(睦)委員　時間が参りましたので、次の機会にいたしまして、終わります。

○村上委員長代理　次回は、明十六日水曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十九分散会

昭和六十一年四月二十六日印刷

昭和六十一年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D